

平成22年第5回那珂川町議会定例会

議事日程(第1号)

平成22年9月7日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1番	佐藤信親君	2番	益子輝夫君
3番	塚田秀知君	4番	鈴木雅仁君
5番	益子明美君	6番	大金市美君
7番	岩村文郎君	8番	小林盛君
9番	福島泰夫君	10番	阿久津武之君
11番	橋本操君	12番	鈴木和江君
13番	石田彬良君	14番	小川洋一君
15番	川上要一君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大金伊一君	副町長	佐藤佳正君
教育長	桑野正光君	会計管理者兼 会計課長	吉成啓二君
総務課長	佐藤良美君	企画財政課長	益子実君
ケーブル テレビ放送 センター室長	郡司正幸君	税務課長	川俣勇也君
住民生活課長	阿久津実君	健康福祉課長	小室定子君
建設課長	塚原富太君	農林振興課長	山本勇君
商工観光課長	高野麻男君	総合窓口課長	薄井績君
上下水道課長	手塚孝則君	環境総合推進 室長	星康美君
学校教育課長	荒井和夫君	生涯学習課長	藤田悦男君
農業委員会 事務局長	秋元誠一君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	田村正水	書記	橋本民夫
書記	岩村照恵	書記	北條清

開会 午前 10時00分

開会の宣告

議長（川上要一君） ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成22年第5回那珂川町議会定例会を開会いたします。

開議の宣告

議長（川上要一君） 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（川上要一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらんいただきます。

会議録署名議員の指名

議長（川上要一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、5番、益子明美さん及び6番、大金市美君を指名いたします。

会期の決定

議長（川上要一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から13日までの7日間としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から13日までの7日間とすることに決定いたしました。

諸般の報告

議長（川上要一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

平成22年第5回定例会議長諸般の報告をいたします。

最初に、請願・陳情等の取り扱いについて報告をいたします。

今期定例会前の所定の日までに議長あてに提出があり受理したものは、陳情が3件で、お手元に配付した陳情等文書表のとおりであります。

この陳情の取り扱いについて、議会運営委員会で審議いたしましたが、請願と同様に扱うことになり、受理番号1の保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書採択の陳情は、教育民生常任委員会に審査を付託することといたしました。また、受理番号2の県営最終処分場建設を前提とする和見行政区の地域振興に関する陳情書及び受理番号3の公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する陳情書は、総務企画常任委員会に審査を付託しましたので、ご報告いたします。

次に、前期定例会から今期定例会までの報告をいたします。

詳細は、お手元に配付してある報告のとおりであります。主なるものを申し上げますと、6月17日に、栃木県議会県土整備委員会の現地調査で松野地区の急傾斜地崩壊対策事業などを調査いたしました。

6月25日に、南那須地区広域行政事務組合議会の平成22年第3回臨時会が開催され、ごみ処理施設基幹改良整備工事の請負契約の締結についてを審議し、原案のとおり可決いたしました。契約金は約14億3,000万円で、平成22年、23年の継続事業で、保健衛生センターの大規模改修工事を行うものでございます。

7月23日に、栃木県議会主催の市町村議長との懇談会が県議会議事堂で開催されまして、

私と副議長が出席し、県議会議員との意見交換会を行いました。

7月29日に、栃木県町村議長会主催の議員研修会が宇都宮市で開催され、全議員が出席し、これからの議員・議会活動、参院選の結果と今後の日本の政治などについて研修いたしました。

次に、各常任委員会の所管事務調査について報告をいたします。

7月5日に産業建設常任委員会、7月6日に教育民生常任委員会、8月3日に総務企画常任委員会の所管事務調査を実施し、調査結果の報告がありました。今回の所管事務調査は、今期定例会で平成21年度の決算が審議されることから、昨年度実施した主な事務事業と公共施設の運営状況などを調査したものでございます。決算の審査時に大いに参考になるものと期待しているところでございます。

8月25日から26日にかけて、議会広報特別委員会の所管事務調査として、東京都で実施されました全国町村議会議長会主催の町村議会広報研修会に5名全員が参加されまして、研修の結果報告がございました。今後さらに内容の充実した、町民に親しみやすい議会だよりの発行を期待いたします。

以上、主なるものを申し上げまして、諸般の報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

行政報告

議長（川上要一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長の発言を許可します。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） 皆さん、おはようございます。

本日は、第5回定例会にご出席を賜り、大変ありがとうございます。

開会に当たりまして、一言、行政報告を申し上げます。

まず、現在マスコミの報道に取り上げられております高齢者の所在者不明問題について、ご報告を申し上げます。

当町における100歳以上の高齢者は、本年度中に100歳を迎える方を含めて17名いらっしゃ

やいますが、いずれの方々もその所在の確認はとれております。最高齢者は106歳の女性で、次いで102歳が2名、101歳が7名、100歳が7名となっております。男女別では、男性が2名、女性が15名であります。

また、戸籍上100歳以上で戸籍の付票に住所がない方が36名おりますが、この件につきましては、法務局とも協議の上、戸籍の整理をしていきたいと考えております。

続いて、農業振興に関する9月1日の下野新聞に掲載され、ごらんになったかと思いますが、耕作放棄地解消の取り組みとして、健武、細田地区の約1.5ヘクタールの畑を森林組合、夢大地応援団と八溝そば組合が中心となってそばを作付し、現在、一面真っ白に花が咲いております。

町といたしましては、八溝そば街道の推進とそばの生産拡大、ブランド化を図りながら、今後とも耕作放棄地対策に取り組んでまいりたいと考えております。

また、イノシシ肉加工施設の運営につきましては、本年度現在までに80頭のイノシシを処理加工し、順調に稼働しており、引き続き農産物の被害の軽減とイノシシ肉の特産化に努めてまいります。

次に、6月定例会以降の主な行事について報告をいたします。

8月4日には、大田原において、那須・南那須地区の5市町村長と福田県知事が会し、ブロック別市町村会議が開催されました。

席上、私からは県に対し、子宮頸がんワクチン接種推進に向けた助成制度の創設を要望いたしました。県としては、国が十分に検討し、責任を持って行うよう要望していくとの知事コメントがありましたが、町といたしましては、ワクチン接種への助成について前向きな検討をしているところであります。

8月30日には、県主催の政策懇談会が開催され、東京スカイツリー周辺商業施設に設置を計画しているアンテナショップについて、協議をしてまいりました。6月定例会の行政報告においても報告申し上げましたとおり、当初の素案では、施設設置費、運営経費とも、県と市町村が2分の1ずつ負担するというものでありましたが、各市町村で観光資源等、その他の事情はさまざまであることなどから、負担割合の見直しを要望してまいりました。その結果、設置経費については、県が全額負担し、家賃、事務費等の運営経費については、県と市町村が2分の1ずつ負担をすることとなりました。なお、運営経費の市町村間の経費負担については、人口割が50%、売上割が50%の割合で算出するようになったところであります。

また今後、県、市町村、運営事業者等の参加による（仮称）アンテナショップ運営会議を

設置して、連携を強化し、効果的な運用を図っていくところであります。

町といたしましても、観光情報、特産品情報等の発信源としてアンテナショップを最大限に活用してまいりたいと考えております。

続いて、滋賀県愛荘町中学生との姉妹都市交流事業について報告をいたします。

時期は前後いたしますが、8月18日から21日までの4日間、愛荘町の中学生5名と事務局と合わせて8名が来町し、馬頭中及び小川中生徒との交流が行われました。初日の交流会に始まり、生徒たちによる両中学校の案内や美術館の施設見学、そば打ちや陶芸体験、キャンプファイアーによる交流、さらに世界遺産日光東照宮等の案内など、3日間にわたる交流を行ったもので、中学生生活のよい思い出になったのではないかと思います。

この交流事業は、合併に伴い、新町になって改めて姉妹都市提携を行い、両町のさらなる交流発展を願い、その最初の事業として中学生の派遣、受け入れを相互に行うこととしたもので、本年度から実施し、来年度は本町から愛荘町へ中学生の派遣を計画をしているところであります。

終わりに、本定例会には、報告2件、人事案件等7議案、平成21年度一般会計歳入歳出決算等認定10件を提出しておりますので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

今年の残暑は大変厳しく、農産物への影響も懸念されますし、体調にも気を使うところがありますが、今月21日からは秋の交通安全県民総ぐるみ運動が展開されます。議員各位におかれましても、なお一層の交通安全意識の向上にご努力くださいますようお願いを申し上げます。

また、過日の全員協議会でも報告いたしました10月3日の合併5周年記念式典にもご協力くださいますよう、改めてお願いを申し上げ、行政報告といたします。

議長（川上要一君） 以上で行政報告を終わります。

一般質問

議長（川上要一君） 日程第5、一般質問を行います。

佐藤信親君

議長（川上要一君） 1番、佐藤信親君の質問を許可します。

1番、佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

1番（佐藤信親君） 1つ目の確定申告会場についてご質問いたします。

確定申告は、国民としての義務でもあり、各種の税及び使用料等の算定の基礎となり得る重要な事務であります。また、申告者である住民にとっても、大変なことでもあります。

現在、町は役場本庁舎の2階と小川庁舎2階の2カ所で確定申告を受け付けておりますが、いずれも2階の会場となり、高齢者及び身障者にとっては、階段の昇降は相当身体的負担となっております。また、本庁舎2階への通路は、なれない申告者にとっては、関所を通るような心境になるのではないかと思います。

また、申告の順番待ちも、2階通路と会議室が用意されておりますが、混雑しているときは、通路のいすで待っているという状況であります。申告者は、職員や来庁者等、不特定多数の人たちと接し、精神的苦痛を感じる申告書もいるのではないかと。また、小川庁舎においては、申告会場内に待合所がセットされ、個人情報漏れのおそれもあります。

以上の点を考慮し、空きスペースの有効利用の観点から、本庁舎から山村開発センターへ、小川庁舎から元小川健康管理センターを利用して確定申告を行えば、本庁舎周辺の混雑の緩和につながり、交通事故防止の観点からもよいのではないかとと思われるので、会場変更について伺いいたします。

2つ目、滞納整理対策について伺いいたします。

町民税、固定資産税、国民健康保険税等の各種税金及び水道使用料、町営住宅使用料、保育料等の各種使用料の滞納額が年々累積の一途をたどり、諸般の社会情勢や経済情勢を勘案しても、逼迫する町財政状況等から、看過できない状況にあります。賦課された税は、納税すべき事由、担税力があるから課税され、使用料については、行政サービスを受け、またはそれぞれの相応の便宜供与を受けた代償であり、その対価に見合う使用料が定められているのであるから、税の公平負担の原則からしても、滞納整理を放置することは許されない行為である。

そこで、次の点について伺う。

1、滞納整理対策として、一罰百戒の意を含め、悪質と思われる滞納者に対し、法的措置

を講じて対応、また、使用料については、地方自治法施行令171条第2項の規定による強制執行を伴う措置を講じてはどうか。

2、徴税事務担当職員の資質の向上及び意識の高揚を図るため、独自の滞納整理にかかわる法的な措置及び徴収時の対応について、研修会を開催し、質の高い徴収事務に従事させるべきであると考えますが、いかがか伺う。

3、滞納整理に当たり、全職員の意識改革を進めるべきと考えますが、その必要性について伺う。

4、国民健康保険税及び水道使用料の滞納額が予算現額の10%を占めるまでに累積している現状で、税率及び使用料を改定する考えがあるのか伺う。

5、滞納整理対策として、法律専門家を交えた徴収専門プロジェクトチームを設置する考えはあるか伺う。

続いて3番目、産業廃棄物処理施設について。

不法投棄から20年を経過した今、賛成・反対の渦中にある地域住民の精神的苦痛は、推してはかるものがある。この間、社会情勢は一変し、雇用機会、労働人口の減少と、さらに金融不安といった生活を支える基盤の環境は年々悪化し、この傾向に歯どめがきかない状況下にある。さらに、高齢化率も30%を超える超高齢化社会を迎えようとしている。

このような状況の中、不法投棄問題をいたずらに引き延ばせば、将来にわたり禍根を残すことになると思うが、次の点について所見を伺う。

第1点、最終処分場建設推進に対する町の取り組み状況はどうなっているのか。

第2点、問題の解決に向け、目に見える形では何も進捗しているようには見えない。平成20年に県と町は最終処分場の建設に関する基本協定を締結し、この協定によれば、県は地域の振興に関し最大限の支援を行うとしている。処分場問題が長期化する中で、少子・高齢化は着実に進んでいる中、この支援策を活用し、将来を見据えた地域住民と合意形成に向けた話し合いの場を設けることも必要ではないか。

第3点、地域住民との早期合意形成に向け、県、町、議会が三位一体となり、積極的に取り組むべきと考えますがいかがか。

以上の3点について伺う。

議長（川上要一君） 町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） 私から、佐藤議員ご質問の確定申告の会場、2項目めの滞納整理対策

についての4点目及び3項目めの産業廃棄物処理施設についてお答えをいたします。

まず、確定申告会場の質問についてであります。現在、那珂川町は、確定申告期間前半は小川地区、後半は馬頭地区に分けて確定申告の受け付けを実施しております。申告会場が狭隘であったり、2階であるため、申告者にはご不便をかけていたことと思います。

今後の申告会場につきましては、駐車場の確保や高齢者の方に配慮、プライバシーの確保に考慮し、馬頭地区においては山村開発センター、小川地区においては健康管理センターで実施できるように早急に検討いたします。

次に、滞納整理対策に関する4点目、国保税率の改定及び水道料金の改定に関する質問であります。国保税については、合併協議のとおり、合併翌年度の平成18年から現行税率に統一し今日に至っているところであります。その間、歳入が歳出に対して不足いたします財源につきましては、国民健康保険財政調整基金で補てんをしましてまいりました。その基金であります。本年度当初予算編成において、すべて取り崩しをいたしておりますので、本年度は国保税率の改正は避けられないものと考えております。

なお、昨年12月8日付で那珂川町国民健康保険運営協議会より、那珂川町国民健康保険を健全に運営するため、早急な税率改正を強く要望する旨の意見書をいただいているところであります。

また、水道料金を改定する考えがあるかのご質問ですが、水道料金については、議員よくご存じのとおり、那珂川町が合併する際の協議において、速やかに統一するとなっております。既に5年が経過しようとしていることから、6月の議会定例会において、水道料金等審議会条例を設置し、去る8月26日に第1回の審議会を開催いたしました。その中で、旧両町の料金に格差があることや安全・安心の水を安定的に供給するには、財政基盤の安定化を図る必要があることなどから、料金改定の諮問をお願いいたしたところでございます。この審議会の答申に基づき、料金改定を検討してまいりたいと考えております。

次に3点目、産業廃棄物処理施設についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の県営処分場建設に係る町の取り組み状況ですが、2点目の県の地域振興策支援を活用し、将来を見据えた地域住民との話し合いを持つことも必要ではないかのご質問も関連しますので、あわせてお答えいたします。

町は、北沢地区の不法投棄物を適正に処理する手段として、県営最終処分場建設を推進していますが、問題が長期化する中であって、ここ数年は最終処分場建設用地取得に重きを置いていることもあり、ご指摘のとおり、地域住民の皆様には県や町の取り組みが見えにくい

という状況にあったかもしれませんが。事業の性格上、仕方がないこととは申せ、お知らせできることがあれば報告してまいりたいと思っております。

また、これと並行して、ご質問の将来を見据えた話し合いにつきましても、取り組みを行っているところです。これは、平成20年2月に県と締結した馬頭最終処分場に関する基本協定に基づき、昨年10月の地域振興策に関する調査特別委員会でお示した最終処分場建設受け入れを契機とする地域振興策に関する考え方に沿ったものです。

現在、和見、小口、小砂の行政区を対象として、段階的に町から提案を行っています。その提案とは、県営最終処分場の建設を前提に、少子・高齢化が進む中で、この地域の振興をどう図るべきなのか、行政区が中心となっただき、町と一緒に地区の将来を考えてみませんかというものでございます。まだ和見、小口の行政区だけで、提案の過程にありますので、詳しいお話はできませんが、和見行政区からは、地域振興に関する要望書が提出されております。

私は本年3月の定例会で杉本議員の質問にお答えしたとおり、地区の皆さんと将来を見据えた話し合いを通して、多くのご意見をいただきながら信頼関係を構築することが問題解決に向けての第一歩になると考えておりますので、どうかこの取り組みにもご理解をいただければと思います。

次に、3点目の問題解決に向け、県、町、議会が一体となり取り組むべきではないかのご質問ですが、私も全く同じ考えであります。よく車に例え、議会と行政は両輪であると言われるように、この件に関して、議会と行政が共同歩調をとることができれば、地区の皆さんとの信頼構築とあわせて、地域振興の道筋をつくることができると思います。

どうか議員の皆様におかれましても、20年に及ぶこの問題解決に向け、ご協力を賜りますよう、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

その他の質問については、担当課長から答弁をさせます。

議長（川上要一君） 税務課長。

税務課長（川俣勇也君） 私のほうからは、滞納整理対策について、（1）番、（2）番、（3）番、（5）番について述べさせていただきます。

（1）番、悪質と思われる滞納者に対し、法的措置についてお答えします。

悪質の滞納行為は、義務を怠るばかりではなく、きちんと納税されている方からすれば、税負担の公平さを欠くことになるわけですから、税法にのっとり、厳格に滞納整理を行うスタンスで対応しております。各種使用料についても、同様に対応しております。

滞納整理事務は、納期限までに納付されなかった場合、納期限以降20日以内に督促状を發布し、それでも納付がなかった場合、催告し、呼び出しによる納税相談を実施しており、そのとき納税誓約書をとります。誓約書を守れなかった方など、悪質と思われる方を対象に差し押さえ予告書を送付し、それでも守れなかった場合、財産等の差し押さえを実施しております。

平成21年度の差し押さえ件数につきましては75件で、そのうち町税に換価できたものは60件で、換価額は341万2,098円となっております。差し押さえ物件の種類につきましては、預金40件、生命保険2件、国税・県税還付金31件、不動産2件でした。

使用料につきましては、地方自治法施行令第171条の2の強制執行は行っておりませんが、水道料金については、条例に基づき、給水停止などの措置、その他の使用料も訪問徴収で対応しておりますので、ご理解をお願いいたします。

引き続き(2)番の徴収事務担当職員の資質の向上等に関する質問にお答えします。

長引く景気低迷が拍車をかけ、町税滞納がふえている昨今、徴収事務担当職員には、より専門的な知識の習得、高度な実務手腕が求められているところです。

職員の研修につきましては、栃木県内の税務協議会主催の弁護士、税理士等の講師による研修会や栃木県地方税滞納整理推進機構の指導を受けるなど、常時研さんに努めているところです。平成21年度には国民健康保険税の徴収率向上を目的に、徴収専門アドバイザーの指導を受けたところです。

職員研修につきましては、税務協議会などによる研修会に引き続き参加するとともに、さらに強化していきたいと考えております。

次に、(3)の滞納整理に当たり、全職員の意識改革を進めるべきとの質問にお答えします。

町としては、町税に限らず、各種使用料を扱う担当課と連携をとりながら、職員の意識高揚を図り、滞納整理について同一歩調がとれるよう努めてまいります。5月20日にも滞納整理合同打ち合わせ会ということを実施しました。今後も引き続き、打ち合わせ会を実施していきたいと思っております。

(5)番、滞納整理対策のプロジェクトチーム設置の質問にお答えします。

栃木県が設置している滞納整理対策室に当町の税務課から1名派遣しており、週1回、対策室に出向いています。また、対策室から栃木県の職員が1名週1回、本町に来ていただいております。そのほか、管理収税係に3名の職員が配置されており、これらの職員により滞

納整理の実務研究などを進めているところです。

今のところ、特別なチームを編成する検討はしておりません。現在の職員数で研修等に積極的に参加してもらい、スキルアップを図り努力したいと思っております。

以上で答弁を終わります。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

1番（佐藤信親君） 1番目の質問については、当然会場変更に当たって、さまざまな事務負担が生じるかと思われますが、遺漏のないよう慎重に進められることを切望して、1番目については了解いたしました。

2番目の質問の1、今の答弁によると、さまざまな取り組みにより、町税、国保税、使用料等の滞納整理に鋭意努力されていることが理解できました。

でも、平成20年度決算で町税の滞納額が6億3,000万余り、国保税が2億2,000万余りと高額であります。また、合併後の18年度決算時の滞納額から見ても、毎年増加している傾向にあります。水道料、住宅使用料にあっても同様のことが言え、財政基盤が脆弱な当町にとっては、ゆゆしき問題ではないかと考えます。

新たな滞納整理に向けた対策を地方自治法施行令171条の2の2項に基づく強制執行も視野に入れた対策を今後講じていくべきと考えておりますが、いかがか。この点について、とりあえず伺います。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 佐藤議員のご質問で、使用料、あるいは負担金等の徴収につきまして、171条の2の強制執行を行うかというご質問かと思うんですけれども、現段階では実施をしていないのが現状でございます。これらを実施するためには、法手続のための手順等を実施をしなければならないということもございまして、現段階では対町民ということもありまして、実施をしていないのが現状でございます。

ただ今後、悪質な滞納者等につきましては、それらの法手続等、実施できるかどうか検討してまいりたいと考えております。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

1番（佐藤信親君） 前向きにご検討願いたいと思います。

次に、2と3について、あわせて質問したいと思います。

職員の研修はしているとのことだが、各担当職員には、分任出納員の併任辞令が出されていると思うが、その職責について、説明及び研修を実施しているのか。また、税務課以外は事務分掌に徴収及び収納に関する項目が見当たらない。このためか、各担当の滞納整理に対する意識が希薄化しているのではないか。公務員として成果を上げることは、住民の福祉の向上に尽くすと、また、その数字を残すということではないかと考えます。

これらの点も踏まえて、相互連携を深めるために充実した研修が必要ではないかと考えるが、いかがか、再度お伺いいたします。

議長（川上要一君） 税務課長。

税務課長（川俣勇也君） 佐藤議員の言っているとおりだと私も思っております。

ただ、研修につきましては、県内の主な税務関係の研修会は、那珂川町の職員はほとんど出席ということでスキルアップを図っております。

それで、町独自の研修というのは、確かにそういう研修もやったほうが良いとは思いますが、現段階ですと、経費面、あと講師面でなかなか難しいところがありますけれども、今後検討していく課題とは思っております。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

1番（佐藤信親君） さまざまな課題はあるとは思いますが、実効性のある研修及び研さんを積まれることを強く切望し、次に移ります。

4番の水道料と国保税については、先ほども申しましたとおり、滞納額が相当ございますので、引き上げを前提として検討されているようでございますが、十分滞納整理に当たられるようお願いを申し上げて、次に移ります。

5番のプロジェクトチームについてですが、真剣に滞納整理を考えている自治体、当然那珂川町も考えていると思いますが、ある市町村では収税課を設置したり、滞納整理グループ等を立ち上げたりして滞納整理に対応しているというところもあります。

まず、先ほどの説明にもありましたように、那珂川町は県地方税徴収対策室との連携を深めて、これは当然、那珂川町にとっても有意義なことであると思えます。

何名か、もう対策室に派遣された職員がいると思いますが、この職員プラス各担当課にいる使用料等の担当している職員と、あと嘱託徴収職員ですか、それらで徴収専門プロジェクト、別に新たな課を設置するとか、そういうのではなく、定期的に、週に1回程度ずつ集まって徴収に当たるということで、現在の徴収ですと、多分、各課ばらばらに行っているの

ではないかなというような状況がありますので、これをプロジェクトチームをつくって、そのチームが一括して徴収に当たるということを進めていけば、徴収体制の一元化が図られ、非効率的な徴収から、効果的かつ実効性のある徴収体制へと移っていくのではないかと、また、これは事務の効率化に連動し、必要な部署に人員増も図っていただけるのではないかとお考えいただけますので、その点について再度お伺いいたします。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 税等の徴収事務につきましては、当然、議員ご指摘のとおり、自主財源の確保という観点から、重要な事務であると認識をしております。

ただ現在、議員ご承知のとおり、行政改革に基づきます定数管理ということで、職員の削減をしているところでございます。したがって、新たな部署、新たなチームというものはなかなか設置できないのが現状でございます。

ただ、議員ご指摘のとおり、関係課の職員によるプロジェクトチーム等により、連絡調整等を密にして、役場全体で徴収に当たるということは重要なことかと思っておりますので、今後それらの調整について進めてまいりたいと考えております。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

1番（佐藤信親君） 今、総務課長の答弁にございましたように、なかなか大変かとは思いますが、検討されて、実効性のある徴収体制を築かれないということを切望いたします。

最後の質問になりますけれども、最終処分場関係についてお伺いいたします。

まず第1点、ここ数年は最終処分場の建設用地の取得に重点を置いているということですが、現在の取得率は何%になっているのか、建設予定地面積に対しどれぐらいの取得率になっているのか、お知らせいただければ幸いと存じます。

議長（川上要一君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（星 康美君） では、お答えします。

現在、用地取得率は、面積ベースで66.1%と県のほうから聞いております。

以上でございます。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

1番（佐藤信親君） 大分前に比べると取得率が上がっているということですが、

さらなる用地の取得率の向上に向け、何も県ばかりでなく、町も積極的に関与して、さらなる取得率向上に努められたい。

第2点、和見行政区からの地域振興策に関する要望書が提出されているとのことであるが、町はどのような形で取り組もうとしているのか、今後の方針等についてお伺いいたします。

議長（川上要一君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（星 康美君） 今後の取り組みなんですが、今年度中に和見地区の皆さんと要望箇所等について話し合いを進めていきたいと、平成23年度に計画として、その地域振興策についてまとめるように進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

1番（佐藤信親君） 和見行政区の要望が具現化され、和見地区住民が納得できるような取り組みがなされるよう強く望むものであります。

最後に3点目として、県と県営最終処分場建設の推進を図っているとのことですが、さきに町の状況が見えないとの質問で答弁をいただきましたが、事業主体である肝心の県の取り組み状況が全く目に見えない状況にあります。

ただいま答弁にありましたように、町は関係地区の皆様方と信頼関係を築きたいとのことですが、事業主体の動向が見えない中で、本当に大丈夫なのか、疑心暗鬼になりかねない。

そこで伺う。

和見行政区から要望書が提出された以上、連携をしながら事業展開をしている県に対し、町は目に見える事業展開をするよう強く要望活動などをし、何らかの行動をとるべきと考えますが、いかがか、お伺いします。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） 答弁いたします。

この和見行政区の要望にこたえられるように、町としてその事業主体の県に何らかの行動をとのご質問ですが、私も議員も同じ考えでして、県の動きが見えないというご指摘は、これまでも多くの方からもちょうだいしております。また、和見行政区から要望が提出された折にも、行政区としてまとめるまでに大変なご苦労があったと伺っております。

私といたしましては、皆さんの声を、時期を逸することなく必ず県にお届けをし、目に見える事業が展開されるよう要望してまいりたいと思っております。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

〔 1 番 佐藤信親君登壇 〕

1 番（佐藤信親君） 最終処分場建設予定地区住民の長年の辛苦に対し、真摯に対応し遺漏のないようお願いしたい。また、ご協力くださった皆様方に対しても感謝の念を忘れず、早期合意形成並びに着手向けご努力をお願いし、質問を終わりにいたします。

議長（川上要一君） 1 番、佐藤信親君の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は11時5分といたします。

休憩 午前 10 時 5 1 分

再開 午前 11 時 0 5 分

議長（川上要一君） 再開いたします。

塚 田 秀 知 君

議長（川上要一君） 3 番、塚田秀知君の質問を許可します。

3 番、塚田秀知君。

〔 3 番 塚田秀知君登壇 〕

3 番（塚田秀知君） ことしの3月、総務省は平成の合併の総括を発表しましたが、全国的な市町村合併も進み、合併前の3,200数市町村が2010年3月末の見込みで1,730市町村に、10年で約半分になったというふうなことが報道されています。

そこで総務省では、合併は大きく分かれるとした上で、主な効果としまして、1つとしては、専門職の配置など、住民サービスの提供の充実の強化、2つ目としては、少子・高齢化への対応、3つ目として、広域的なまちづくり、4つとして、適正な職員の配置や公共施設の統廃合、行財政効率化などを挙げています。

一方、問題点や課題としては、周辺部の旧市町村の活力の喪失、2つとして、住民の声が届きにくくなったと、3つ目として、住民サービスの低下、4つ目としては、旧市町村地域

の伝統、文化、歴史的地名などの喪失の以上4点が挙げられ、報道されておりました。

当那珂川町も、今月末をもって旧小川町、そして旧馬頭町が合併して5年の歳月が流れようとしており、一昨日は那珂川町、またNHKによる記念事業が行われ、大変盛大にできたというふうに伺っております。

そこで、合併5周年を迎えるに当たって、メリット、デメリットについて伺います。

私も既に承知をしておりますが、行財政計画の中の一つ、適正化人員計画、あるいは人件費の見直しなど、ある一定のメリットが出ていることは承知しておりますが、まだ統廃合が道半ばのところもあると。

そこで、現時点における合併後のメリット、デメリットについて、町長の簡潔明瞭な答弁を求める。なお、デメリットがあれば、具体的な改善策を考えているのかお聞きしたい。

次に、学校の統廃合による遊休施設の活用について。

1つとしては、さきの広報紙で一部廃校施設の有効利用が掲載されたが、地域の活性化にはほど遠いと思うが、町長はどう考えているか。

2つとして、時代の趨勢とはいえ、廃校となった地域では過疎化が進み、どこの地区でも住民は憩いの場を失い、地域のよりどころがなくなったことから、町との距離がますます遠くなったような気がするが、このような地区に対する町長の考えはどうか。また、地区住民とのコンセンサスはどのように考えているか。

3つ目としては、東部地区の馬頭東中学校、谷川小学校などは、耐震性の問題はあるにしても、まだまだ有効活用し、地域の活性化に利用できる建物と考えるが、再利用の考えはあるかどうか伺う。

3つ目としては、議員報酬減額に係る予算の明確化についてですが、行財政改革並びに議会改革の一環として、平成20年4月1日より議員報酬の5%削減が実施され、現在、事務事業に活用されているが、その用途については明確化されていないため、議員も住民も、その効果がわからないのが現状ではないかと思えます。この減額分の報酬が事務事業予算のこの事業に活用されているということが明確化されていれば、透明性のある予算編成となり、議員も住民も納得できる用途となると考えるが、町長はどのように考えているか。

もちろん、議員報酬の削減分だけでは、一つの事業が達成できる予算となるとは考えておりませんが、用途を明確化することによって、議員自身の自覚にもなると思うが、町長はどう考えているか伺いたいと思えます。

以上です。

議長（川上要一君） 町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） 答弁をいたします。

第1点目の合併後のメリット、デメリットについてお答えします。

馬頭町と小川町の合併は当時、国が推し進めてきた地方分権への流れや三位一体改革、住民の生活圏の拡大、少子・高齢化の進行、地方財政の悪化等、厳しい町財政運営に直面していたわけであります。地方自治体はこれらの変化に的確に的確に対応するため、行政能力や財政基盤の強化が求められ、平成の大合併が進められました。

このような情勢の中、両町の町民の理解と協力により、那珂川町が誕生をいたしました。

新町建設計画に掲げております合併効果は、効率的で合理的な行政運営、弾力的な財政運営、人件費の削減、広域的な事業の展開、公共施設などの重複整備の回避などが期待され、この実現に向け努力しているところであります。

特に人件費に大きな効果があります。職員において、合併時に300人いた職員が、現在248名ですから、6分の1が削減され、議会議員におかれましては、32名から現在15名へと半分の定数となり、職員人件費は22年度一般会計当初予算では、合併後の18年度当初予算に比べ、約4億円の削減につながったこと、公共施設の相互利用や統合により、効率的な活用、経費の節減にも効果があらわれました。また、合併による合併特例債や合併補助金などの財政支援やコスト削減等により、ケーブルテレビ事業や学校施設の整備、福祉施設の充実も図られたものと思っております。

合併のデメリットではありますが、何事にも長所、短所、メリット、デメリットがあるように、デメリットがないということはありません。行政が遠くなる感じとか、周辺地域の過疎化が進んでしまったなど等の声があるのも事実であります。

具体的な施策は難しいところでありますが、町民との協働により、最小限のデメリットに努めてまいります。

那珂川町が誕生して5年となりましたが、町民一人一人の努力により、町民の一体感が図られ、輪が生まれたと感じております。この人の輪は、那珂川町の大きな財産であり、これも合併のメリットであると感じているところであります。今後も引き続き、理解とご協力をお願いをしたいというふうに思います。

続いて、2項目目の学校の統廃合による遊休施設の活用についてのご質問にお答えをいたします。

学校の統廃合により閉鎖された施設がございますが、旧武茂小学校は温泉トラフグ養殖場として、旧大山田小学校と旧健武小学校はNPO法人による交流施設として、また、旧小川第1保育所は児童館兼放課後児童クラブとして活用するなど、活性化に努めているところがあります。

ご質問の広報紙に掲載されました旧健武小学校につきましては、現在、NPO法人森の学校に賃貸しており、本年の4月1日から環境教育を軸とした、都会と地域の人との地域活性化事業を行うことを目的として、本格的に活動を行っております。

活動期間は、まだ数カ月ということもあり、まだまだ地域に認識されておらず、地域の活性化にもつながっていないように思われるかもしれませんが、NPO法人森の学校は、地元との関係を非常に大切にしており、旧健武小学校で授業を行う際には、地元の食材を使用したり、近隣の遊休地を開墾し、農産物を栽培したりと、少なからず地域の活性化につながっているものと認識をしております。

次に、廃校となった地域に対する考え方や地域住民とのコンセンサスをどのように考えているかとの質問であります。過疎化については、町全体として進んでいるのが実情であり、特に廃校となった地域の過疎化が顕著であるとは考えておりませんが、学校施設は特に地域住民の愛着が強い施設であり、また地域コミュニティのシンボリック施設であったことから、廃校となり、今まで聞こえてきた子供たちの声が聞こえなくなってしまうと、確かに寂しさを感じるのが現実だと思います。

地域の貴重な資源である廃校施設を有効に活用することは、重要な施策であると考えておりますので、常日ごろからいろいろな機会に活用を検討しておりますが、まだ未活用の施設も多くあるのが実態です。

地域の皆さんや議員の皆さんにおかれましても、ご提言をいただきたいと思っております。今後も地域とのコンセンサスを図りながら、有効活用に努めてまいりたいと考えております。

最後に、東部地区の馬頭東中学校、谷川小学校の再利用の考えについての質問ですが、馬頭東中学校や谷川小学校につきましては、議員ご指摘のとおり、まだまだ活用できる施設であると私も考えております。この再利用に当たっては、地域の活性化はもちろん、地域再生につながるような利活用が望まれるものと考えておりますので、今後、地域の皆さんとともにアイデアを出し合い、よりよい地域再生につながるような利用を目指してまいりたいと考えております。

その他の質問につきましては、担当課長から答弁をさせていただきます。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（益子 実君） それでは、塚田議員の3番目、議員報酬減額に係る予算の明確化についてのご質問にお答えします。

町におきまして、行財政改革を進めている中、議員の皆様のご報酬につきましては、議会改革を自主的に進められ、平成20年4月から一律報酬の5%が減額されているところであり、議員の皆様のご理解、ご協力に改めて感謝申し上げます。

また、議員の皆様のほか、町においては、町長が給与の30%、副町長と教育長については、給与の10%を減額しております。さらに、行財政改革推進計画に基づき、職員につきましては、管理職手当の50%、時間外手当の30%を減額し、行財政改革に取り組んでおります。

いずれも減額されました予算につきましては、一般財源ですので、特定な事業に充当しているわけではありませんが、貴重な財源として、町民福祉の向上や教育の振興など、幅広く各種事務事業に有効に使わせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（川上要一君） 塚田秀知君。

〔3番 塚田秀知君登壇〕

3番（塚田秀知君） 1番の合併のメリット、デメリットについての行財政改革は、会社で申しますと、経営的な問題ではないかなというふうに私は認識しておりますが、それでは、住民目線におけるメリット、デメリットを考えた場合、ことし4月からの中学3年生までの医療費の無料化とか、あるいは10月から実施予定のデマンド交通などについては、中学生の子供を持つ親にとっては、非常に大きなメリットと考えております。また、今申し上げたデマンド交通が軌道に乗れば、お年寄りにも大変よい結果になるだろうと考えておりますが、住民全般に対してのメリットは、私には余り感じられませんが、町長はどう考えているか、再度伺いたいと思っております。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） 住民全体に関するメリットをどう考えるかということですが、いろいろ難しい問題でございまして、メリットというなれば、先ほど言いました、財政的にいろいろ行革をしまして、無駄をはぶくといいますが、削減をしてきたところでもあります。そういう意味で、かなりの財政的な財源が別なところにあるいろいろな有効に利用できたということだというふうに思います。

それから、いろいろそのために基金とか補助金がございまして、町道本町舟戸線とか、そ

れからケーブルテレビ施設整備事業とか、こういうものが整備されたということ、それから統合保育園の建設もできたというような、総体的に見ると、そのようなメリットがございます。

議長（川上要一君） 塚田秀知君。

〔3番 塚田秀知君登壇〕

3番（塚田秀知君） 隣の太子町では、町の温泉を経営しておりますが、年1回ですが、各家庭に入浴券の無料の券を2枚ほど配布したり、あるいは月の26日をふろの日と設定して、ふろの日には料金を半額にするなど、そういうふうなことをしているところもあるが、そういった住民が喜ぶような施策をとる考えがあるかどうか、重ねてお伺いをしたいと思います。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） 当然、町民が喜んで生活できるような、そのような施策は当然考えておりまして、今、お湯を、温泉をただにしたらどうかということですが、こういうことも一つは住民のサービス、あるいは福祉にもつながることありますから、今後考えていきたいなと、そう思います。

議長（川上要一君） 塚田秀知君。

〔3番 塚田秀知君登壇〕

3番（塚田秀知君） ぜひ住民各位がよかったと肌で感じるような政策を期待して、この件についても質問を終わらせていただきます。

次に、学校の統廃合による、結局先ほど話があった武茂小とか、あるいは小口小跡の利用ですね、そういったものに対する利用期間、あるいは金額等はとっているのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 現在、廃校施設等、活用している施設につきましては、旧小口小学校におきましては、もうひとつの美術館という形で活用しております。これについては、今、無償でお貸しをしているというのが現状でございます。なお、旧武茂小学校のトラフグの養殖場につきましても、現在は研究実証中ということもありまして、無償でお貸ししております。

ただ、いずれの施設も、維持管理費につきましては、すべて借り主が支払うという形で契約をしているところでございます。

温泉トラフグにつきましては、今後営業という形になれば、賃貸関係の話し合いを結んで

いかなければならないかなと考えております。

それから、現在使われているのが、健武小学校のNPO法人森の学校につきましては、年間15万円でお貸しをしております。なお、当然、維持管理等につきましては、NPO法人が実施をするということで契約をしております。

さらに、旧大山田小学校のNPO法人のノンフェールというところにお貸しをしておりますが、これについては、地域の福祉施設ということもございまして、当面无償ということでお貸しをしております。なお、維持管理については、すべてNPO法人のほうでお支払いをいただくということでお貸しをしています。

さらに、旧小川第3保育園につきましては、これは短期でございますけれども、トランセンス株式会社というケーブルテレビ関係の事業者にお貸しをしております。これについては、年間45万円の賃貸料ということでお貸しをしております。これは、単年度契約という形で進めております。

以上が本町で現在利用している廃校の施設でございます。

期間については、それぞれの施設、3年更新という形で、旧第3保育園以外はおおむね3年を期間として更新をしているということでございます。

議長（川上要一君） 塚田秀知君。

〔3番 塚田秀知君登壇〕

3番（塚田秀知君） 地域の活性化というふうな言葉をよく使いますが、私は地域の活性化とは、ある目標に地域全体が、あるいは50%がいいのか60%がいいのかは別にして、60%以上の住民がその目標に関心を持ち、活動するとか、ある事業などで地域の人口が、今を100とした場合、それが110とか、あるいは120になり、人の往来がふえ、地域全体が活気づいていくような現象と考えておりますが、同じ土俵で話をしないと、今後まずいと思いますので、町長が考える地域活性化はどういうものかお伺いしたい。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） その廃校の利用ということでの地域活性化ということではありますが、ご承知のように、一番いいのは、企業誘致して、雇用をそこで生むというのが一番いいことだろうというふうに思いますが、ご承知のように、なかなかそういう企業誘致は、ご承知のように、この地域に来ませんので、私はやはりそのまま廃校にしておくということよりも、福祉に関して使っていただく、高齢化の時代でありますからね、それからいろいろな障害者もいますし。それともう一つは、小口については、もうひとつの美術館ということで、いろ

いる交流人口、多くの方が参りますし、そういうことで、多くの方が来れば、少しでもこの地域が活性化されるのかなと、そう思いますし、また、地域に溶け込もうとして、いろいろ合同で地域に協力をしております。それからまた、トラフグもございいますが、これは大きなこれから希望の持てる地域の産業に発展していくのかなと思います。

そういう意味において、雇用の創出もできますことですし、私はそういう意味において、これからもそのようなことで進めていきたいと思えます。

そしてまた、2校今あいているんですね。谷川小学校と、それから東中学校ですね。これはまだ先のことではっきりは、100%ということはいえませんが、谷川小学校については、多機能型福祉施設が今あそこをお借りしたいという話がございます。もう一つは、東中学校においては、バイオマスを利用した発電、あるいは材木工場の誘致等が打診をされております。

そのようなことで、これからもますますそういう統廃合によって廃校が出てくるものと思えますので、地元、この那珂川町の少しでも活性化になるように努めていきたいと、そう思えます。

議長（川上要一君） 塚田秀知君。

〔3番 塚田秀知君登壇〕

3番（塚田秀知君） この地域の活性化というふうなものについては、町長は活性化の内容ですね、それは私が言ったあれで大体考え方は同じというふうなことでよろしいんですか。

〔「はい、同じです」と言う人あり〕

3番（塚田秀知君） はい、わかりました。

それから、地域住民との、先ほどあったように、学校の統廃合で地域が憩いの場を失ったと、そのコンセンサスはどうするんですかというふうなことでありますが、地域の人とよく話し合いをしてというふうなことで先ほど答弁があったと思いますが、話をするということは、先ごろあった住民懇談会とか、そういったものを定期的にやるのか、それとも、それはおれも忙しいから、なかなか定期的にはできないから2年に1回だとか、そういうふうな地域の声を吸い上げる方策については、具体的にどんなことを考えているかお伺いしたい。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） 7月から8月にかけてですか、地域の皆さんとの懇談会を開催をいたしました。貴重な意見が出されました。いろいろ参考になる点もございます。これからまとめて、どうこれからの町政にそれを反映していくかをまとめていきたいというふうに思いま

す。

これから定期的にやるのかという考えであります。私としましては、1年に1回か2年に1回やっていければと、そう考えております。そして、町民の皆様方がどういうふうな考えを持っているのか把握をしていければ、それを町政に反映していきたい、そう考えておるところです。

議長（川上要一君） 塚田秀知君。

〔3番 塚田秀知君登壇〕

3番（塚田秀知君） よく交通安全週間になりますと、町の広報車でステッカーを張って、そして皆さんに交通安全に気をつけてくださいというふうな広報車を流しておりますが、町として、先ほど話しましたように、コンセンサスを得るために、例えば町長が各地域を、町長が多忙なことはよく認識しておりますが、例えばそういったステッカーなどを張って、町長が現在回っていますよというふうな、そういったことをする考えがあるかどうかですね。

よく土俵の上にはお金が落ちているとか、グラウンドにはお金があるよというふうなことがよく言われていますけれども、やはり地域を回ることによって、そういった宝が落ちているかもしれないですね。また、町長がうちのところにきょう来たというふうなことが住民がわかれば、非常に関心が高まって、よりよい今後の町政運営を進めるのに役に立つのではないかというふうに考えますが、そういった発想はあるかどうかお伺いしたいと思います。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） まさに、町長、那珂川町のことをよく知れよということだというふうに思います。まさにそのとおりだと思いますので、できる限り私も地域を回りたくて、そう考えております。

また、いろいろな地域に会議がございます。運動会とかもございます。そういうときには、できる限り参加をして、地域の方々の考え方をお聞きし、私の考え方もお話をしたいと、そう思っております。

以上です。

議長（川上要一君） 塚田秀知君。

〔3番 塚田秀知君登壇〕

3番（塚田秀知君） 先ほどもありましたように、なかなか町長みずから回るというふうなことは難しいというふうなことは認識しておりますが、町長が無理であれば、各課の課長が巡回をして、そして現場を見るというふうな方策をとるのも大切だと私は思います。ぜひそ

ういったことを希望して、この件についての質問を終わらせていただきます。

それで次に、先ほどありました議員報酬カットの特定財源化についてですが、現状においては非常に難しいというふうなことです。そういった特定財源化をするまじ意思があるかどうか、お伺いしたいと思います。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（益子 実君） それでは、削減分の特定財源化というご質問であります。議員さんや町民の皆様、納得できるような用途を明確にしろというのが趣旨だと思います。予算編成上、特定財源ではございません。しかしながら、貴重な財源でありますので、議員初め、町民のご意見等、その趣旨に十分それを尊重しまして、町政全般に使わせていただきたいと考えております。

議長（川上要一君） 塚田秀知君。

〔3番 塚田秀知君登壇〕

3番（塚田秀知君） 特定財源化する意思があるかどうかをお伺いしたんですけれども。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（益子 実君） 特定財源化はできませんというふうに考えております。

議長（川上要一君） 塚田秀知君。

〔3番 塚田秀知君登壇〕

3番（塚田秀知君） できないとするなら、その理由を具体的にひとつ説明をお願いしたいです。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（益子 実君） 特定財源と一般財源につきましては、財政上の指標のあらゆる仕組みの中であらわれている用語でありまして、一般財源と特定財源は区分されております。

しかしながら、先ほども申し上げましたように、議会の要望等ございます。ことしの3月の定例会特別委員会の中では、デマンド交通を進めなさいというようなことで、本年度はそれらについては当初予算、あるいは補正予算で使わせていただいております。また、子供医療費などにつきましても、本年度から拡充をしたり、あるいは肺炎球菌ワクチン、子育て支援センターの設置、それから当初からも計上しました、さらに9月補正でも計上しておりますが、太陽光発電等の助成、これらにも取り組んでおります。そういった意味で、先ほど幅広く有効に使わせていただくということで、よろしくお伺いしたいと思います。

議長（川上要一君） 塚田秀知君。

〔 3 番 塚田秀知君登壇 〕

3 番（塚田秀知君） 納得はしないんですが、時間の関係もあるので終わりにしたいと思いますが、ぜひ前向きにそういったことをするようにお願いをしたいと思うんですよね。

去る 6 月の議会においても、益子明美議員から、子宮頸がんのワクチンの実施をというふうな話もありましたが、例えば議員報酬のカット分についてはそういったものに使っていますよとか、あるいは町長のカット分についてはトラフグの一部の補助にしているとか、教育長のは例えば学校の備品を買うときの財源に使っているとか、ある程度目安がついた、そういうふうなものに使ってもらえれば、住民の人も、また、我々カットする側においても、こういうふうなものに使われているんだなど。金だけ取られて何に使われているかわからないというのでは、私は余りいい気持ちではないのではないかなと思いますので、ぜひそういったことを検討することを前提にして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（川上要一君） 3 番、塚田秀知君の質問が終わりました。

益 子 明 美 君

議長（川上要一君） 5 番、益子明美さんの質問を許可します。

5 番、益子明美さん。

〔 5 番 益子明美君登壇 〕

5 番（益子明美君） 5 番、益子明美です。

通告書に基づき、3 項目について質問いたします。町執行部の建設的な答弁を期待いたします。

まず、新庁舎建設計画について。

那珂川町総合振興計画にはない、ふってわいたような感のある新庁舎建設計画がありますが、町の考え方を伺います。

まず、新庁舎を建設しなければならない理由をお伺いいたします。

住民説明会で新庁舎建設について説明をされましたが、町民の反応や意見はどのようなものがあつたかお伺いいたします。

具体的な計画案がないままでの住民説明会での説明であったと感じておりますが、その後、町として、建設に向けての具体的な計画は策定されているのでしょうか。計画が策定されているのであれば、その内容をお伺いいたします。

新庁舎建設に関する財政計画はどのように考えているのか。合併特例債を利用するとしておりますが、庁舎建設費用の予算を総額幾らとし、そのうち合併特例債はどの程度利用する考えなのかをお伺いいたします。

2番目として、高齢者福祉についてお伺いいたします。

全国で所在不明の高齢者の存在が明らかになり、本県でも100歳以上の所在確認調査が行われました。那珂川町では、100歳以上の高齢者は17人で、そのうちひとり暮らしは1人ということで、いずれも所在確認はされていると下野新聞の報道にあり、また今回の町長の行政報告にもございました。

地域の結びつきが薄れつつある現在、社会全体で高齢者を支えるシステムづくりが必要であり、早急な対応を望むところであります。

そこで、町の施策について伺います。

現在、地域福祉計画を策定中ではありますが、その中で高齢者福祉はどのように変わっていくのか。現在の施策と相違があればお伺いいたします。

高齢化が進み、ひとり暮らしのお年寄りや老々介護をされている方もふえ、高齢者福祉もさまざまな視点から考え取り組む必要性があると感じています。

そこで、地域全体の保健、医療、介護、福祉を包括的に考える那須南病院を核とした地域包括ケアシステムの構築に那須烏山市と協力していく考えはないかお伺いいたします。

また、町長は、地域包括ケアシステムについてどのようにお考えになるか伺います。

3つ目として、元気でいた高齢者も支援が必要になったとき、助けを求めるすべを知らずに何日間も耐え続けていたり、地域との結びつきを拒絶し、その方の状況がなかなか把握できずにいたため、制度の利用ができずにいた方がいたり、さまざまな問題が那珂川町にも起こっていると実感しています。地域の結びつきが薄れてきているということは、ほかの地域のことではなく、那珂川町のことと認識しなくてはなりません。

介護保険を利用していない独居老人や高齢者世帯へ保健師や看護師が定期的に訪問できることで、早期に高齢者の体調の変化に対応できるようなシステムを構築できないかお伺いいたします。

3つ目に、環境総合推進室が行いました町から地域の皆さんへのご提案と和見行政区が行

いましたアンケートについて伺います。

7月に、和見、小砂、小口地区行政区に対して提出された町から地域の皆さんへのご提案は、どのような目的のもとに行われたのか伺います。

和見行政区では、独自にアンケートをとり、町に報告されているようでありますが、それはどのように取り扱われるのか伺います。

この提案の中では、平成22年度は3行政区それぞれと町で話し合い、平成23年度は計画としてまとめるとしてありますが、どのような計画として位置づけるものなのか、また、まとまらない場合はどうなるのかお伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。

議長（川上要一君） 益子議員の質問の途中でございますが、ここで休憩いたします。

再開は13時といたします。

休憩 午前 11時50分

再開 午後 1時00分

議長（川上要一君） 再開いたします。

益子明美さんの一般質問を続行いたします。

答弁願います。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） 私から、益子議員ご質問の新庁舎建設計画についてと2項目めの高齢者福祉についての2点についてお答えをいたします。

まず、新庁舎建設についての質問ですが、新庁舎を建設すると決定したわけではありませんが、庁舎のあり方について建設を含めて検討する時期にあるということでもあります。その理由といたしましては、5つの機能上の問題が考えられます。

まず、この施設、それからこの設備の老朽化についてであります。役場本庁舎は昭和34年、小川庁舎は昭和44年に建設をされまして、本庁舎については築51年、小川庁舎については築41年が経過し、いずれの庁舎も老朽化に伴い、施設の改修や空調、衛生、電気施設等の補修を繰り返しながら対応をしており、機能面からも、適当な住民サービスが図られてい

ないものと考えております。

次に、耐震性の課題であります。現在の2庁舎は、旧耐震基準による建設のため、現在の基準と比較して耐震性が低いと考えられます。イントラネット基盤整備により、防災システムも備えた機能を有するなど、災害対策の拠点施設として機能しなければならないため、引き続き現庁舎を利用する場合には今後、耐震補強を実施する必要があります。

3つ目としては、バリアフリーへの課題であります。近年重要視されている公共施設における高齢者等に配慮したバリアフリー化への対応がおくれており、利用者の安全面への配慮が不十分であります。各庁舎とも、だれもが利用しやすい庁舎にするためには、抜本的な対応が求められております。

4つ目としましては、住民サービス機能の低下であります。並びに業務効率の低下であります。地方主権に伴う事務の移譲等、業務量の増大により狭隘化が進み、庁舎が分散化されるなど、住民の利便性が大きく損なわれており、また、町の顔となるべき庁舎のホール及びロビーはスペースが不足しております。また、執務室等の狭隘化・分散化、会議室、倉庫等の不足などにより、職員の業務効率の低下が懸念され、早期にこれらの課題の改善を図ることにより、住民への行政サービスの質をより一層向上させることが求められております。

5つ目としまして、分庁方式による弊害であります。行政部門が2庁舎に分散しているため、総合窓口課を設置して住民サービスの向上に努めておりますが、利用者の用件が各課、局にまたがる場合など、非効率な面も出てきております。また、職員数の削減をしている中で、効率的な行政運営からも、住民ニーズに対して迅速な対応が求められており、その体制づくりが必要であります。

以上5項目が機能上の課題であることから、庁舎のあり方について検討する必要があるものであります。

なお、町庁舎は、大規模災害の発生時には災害対策本部を設置し、救助や復旧等に向けた指示や指揮、情報の収集、伝達等、防災活動の中核としての機能を担うこととなります。地域防災の拠点施設として、耐震性にすぐれた非常時にも行政機能を保持できる施設にすることが必要であると考えております。

次に、住民説明会で町民の意見や反応についての質問であります。議員並びに地元行政区長さんの協力のもとに、16会場、451人の出席をいただき、多岐にわたり、貴重な意見や要望をいただきました。今後の町政運営に反映させてまいりたいと考えております。

そのうち、新庁舎建設に関する意見につきましては、新庁舎建設に賛成の意見もありまし

たが、やはり、なぜ新庁舎が必要なのか、また、庁舎建設の財源はどう考えているのか、新庁舎を建てる場合は、その位置はどの辺になるのかとか、現在の庁舎はどうなるのか、那須烏山市と合併になった場合、新庁舎そのものが無駄になるのではないのか等の意見もいただきました。

また、反応につきましてはさまざまでありましたが、やはり現庁舎の老朽化、耐震性の課題等、地域防災の拠点施設としても必要性については理解いただいているものの、建設財源の確保並びに建設時期について慎重を期すべきであるとの意見があったのも事実であります。

続きまして、具体的な計画案についての質問であります。今回の町政懇談会における新庁舎建設に関するテーマは、建設することを前提に意見を伺ったものではありません。あくまでも、懇談会を通じ、町民の皆さんの考え方をお聞きするとともに、どのような考え方を持っているのかを精査し、平成23年からの総合振興計画後期基本計画に反映させるべきかどうか、さまざまな角度から検討しているものであり、具体的な基本構想につきましても、現在、調査研究を進めているところであります。

最後に、財政面はどうなっているのかとの質問ですが、先ほども申し上げましたとおり、基本構想について調査研究を進めているところでありますので、現段階において、具体的な数値を示すことはできませんが、仮に新庁舎の建設を推進するに至った場合には、合併特例債の活用を十分に考慮するとともに、合併振興基金、財政町政基金、地域振興基金などを有効に活用していきたいと考えております。

いずれにしても、現庁舎は建設年度が古く、老朽化や耐震性に問題を抱えておりますから、新庁舎を新築する場合と現庁舎を耐震改修、増改築する場合の大まかな事業費の比較検証を行い、その効果を十分見きわめ、議会とも相談し、判断してまいりたいと考えております。

次に、高齢者福祉に関するご質問の2点目、那須南病院を核とした地域包括ケアシステムの構築についてですが、地域包括ケアシステムの手法はさまざまなようで、現在、医療機関を核とした地域包括ケアシステムを実施しているところは、市町村立の病院であり、介護保険制度が始まる以前から既にこうしたシステムで住民の健康と福祉を守ってきたようであります。

当町におきましては、介護保険制度が始まって7年目の平成18年度から地域包括支援センターの設置を義務づけられたことから、高齢者に対する包括的な支援ができるような体制を整えてまいりました。介護の福祉と連携はもとより、医療入院から介護保険利用についても、

切れ目、空白期間が生じることはないというのが現状であります。在宅介護においては、訪問介護サービス等、医療系介護サービスの充実が望まれるところであります。

また、国においては、第5期介護保険事業計画においては、介護、医療、福祉に加え、住まいの一体的提供を進めることにより、高齢者ができ得る限り住みなれた地域や家庭で自立し、安心して暮らしを続けることができるような地域包括ケアを推進していくと聞いております。

那須南病院を核とした地域包括ケアシステムの構築を那須烏山市と協力してはどうかとの件につきましては、先ほども述べたとおり、介護保険の面で地域ケアについてはほぼ充足されていると考えていること、そして、那須南病院においては、地域ケアについて勉強会を立ち上げたと聞いておりますので、今後その経過を見ながら、那須烏山市とも協調しながら検討してまいりたいと考えております。

その他の質問については、担当課長から答弁をさせます。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） それでは、私のほうからは、高齢者福祉についての1点目と2点目について答弁をさせていただきたいと思えます。

まず、1点目の地域福祉計画の中で高齢者福祉施策はどう変わるのかというご質問でございますけれども、現在、地域福祉計画を策定中でありまして、町政懇談会での意見や住民アンケート調査、また策定委員会で上がりました課題、ニーズをたぐいま整理したところでございます。今後具体的な解決策を検討しまして、だれがどう実施するのか、その意義、それから予算、優先順位なども議論いたしまして作成する予定になっておりますので、現時点では施策の差異についてはお答えできない状況下にあります。

しかしながら、地域福祉はすべての住民が人としての尊厳を持って、だれもが住みなれた地域や家庭で障害の有無や年齢にかかわらず、安心して生き生きと暮らせるように、行政はもとより、地域住民や各種団体、ボランティア、福祉サービス提供事業者などが連携して制度により提供されるサービスを利用するだけでなく、地域での支え合いによる多様化する地域ニーズに合わせたサービスが提供できる地域社会を目指しています。

こうした地域社会ができることで、住民が主体的に考え、行動することになり、これまでの施策に加えて、より身近な地域それぞれの課題や問題を的確に解決できるものになるのではないかと考えております。

それから、3点目のご質問でございますが、これはさきに行われました町政懇談会におき

まして、ひとり暮らしの高齢者の見守りについてのご意見やご質問をいただきました。

現在は、地域の民生委員さんを初め、ご近所の方々にもご協力をいただくとともに、緊急通報システムの設置も実施しており、現在62世帯で利用していただいております。また、多くの行政区におきまして、地域の高齢者との交流事業等を実施していただき、地域の結びつきを深めていただいております。

こうした中から、第1点目の答弁でお答えしましたように、地域福祉が醸成され、声かけなどがどの地域でも行われ、安心して生き生きと暮らせるような地域社会になればよいと考えております。

議員が言われるように、保健師等を定期的に訪問させることができれば一番よいことではありますが、現状では難しいものと考えておりますので、ぜひとも地域のお力をいただければと考えております。

以上です。

議長（川上要一君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（星 康美君） 私からは、3項目めの環境総合推進室が行った町から地域の皆さんへの提案と和見行政区が行ったアンケートについてお答えいたします。

まず1点目なのですが、町から地域の皆さんへのご提案は、どのような目的のもとに行われたかのご質問です。

平成20年2月に県と締結した馬頭最終処分場に関する基本協定の中で、県は処分場建設の受け入れを契機とした町が行う環境と共生するまちづくりに最大限の支援を行うとしております。また、町議会においても、平成22年3月の地域振興策に関する調査特別委員会報告で、振興策の内容について明らかにするよう町に求めています。

このような状況の中で、町としましては、振興策を具現化する段階で、周辺地域である3地区の皆様のご意見を聞いて、それから振興策に反映させたいとの考えであります。

なお、現在のところ、町からは和見地区と小口地区の2地区のみ提案させていただきました。アンケートについては、和見地区のみの自治会が主催で実施したものであります。

次に、2点目の和見地区のアンケートの結果はどのように扱われるのかのご質問ですが、過日、和見行政区からアンケートの結果が報告されました。行政区に加入されている世帯の89%の回答率であったとのこと。県営最終処分場の設置については、「必要だ」、または「やむを得ない」とする方が65.3%を占め、地域振興策につきましても、約82%が地域の整備の必要性を感じているとのことでございます。和見行政区としましては、この結果を

踏まえ、地域振興策に関する要望書が町に提出されました。

和見行政区では、県営最終処分場建設を前提として、県や町の支援を受け、地域の振興を図ることとする苦渋の決断をしたということでございます。

町としましても、和見行政区の要望を真摯に受けとめ、今後、和見地区の皆様と地域振興策の具体的な内容について協議し、その結果を取りまとめ、県へ要望していきたいと考えております。

最後に、3点目の計画の位置づけですが、那珂川町総合振興計画のまちづくりの3大重点プロジェクトの一つに、自然環境との共生推進プロジェクトがございます。この施策が掲げられており、その中の最終処分場設置による影響を緩和するための取り組みとして位置づけられており、地域住民の意向に沿えるよう努力してまいりたいと考えております。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番（益子明美君） 再質問をさせていただきます。

まず、新庁舎建設についてでございます。

建設しなければならない理由というのを伺いました。決定したわけではありませんが、検討する時期に来ているという町長の答弁でありましたが、その理由は主に、施設の老朽化、そしてバリアフリーの課題、そして耐震化ができていないということであったと思います。この老朽化、耐震施設になっていない、こういった事情というのは、今にわかったことではなくて、合併するとき合併協議の中で検討される課題でもあったのではないかと考えています。新町建設計画の中や那珂川町総合振興計画の中には一切こういったことが触れられないで来て、今突然出てきたということには、もうひとつ理由があるように感じています。それについてどうお考えなのか、町長にお答えいただきたいと思います。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） 突然ふってわいたような庁舎建設とはどういうことかということですが、まず合併前に庁舎建設をしようということで、旧馬頭のとときですね、庁舎建設基金を積み立てておりました。その後合併になりまして、その基金というのは別な基金のほうに組み替えられたようであります。それで、その後は振興計画にないのではないかとということですが、直接ではありませんけれども、この総合振興計画書の中の行政改革推進の施設の統廃合、これは振興計画の93ページにありますけれども、統廃合の、要するに施設の統廃合の検討を要する施設は、町民と調整を図りながら円滑に統廃合を推進すべきというこ

とが書いてあります。ということは、やはり庁舎もこの中に含まれているのかなと、そう思っております。

ただ、そういうことで、ふってわいたと言え、ふってわいたようなことだったんですけども、やはり災害とか地震とか、あるいはいろいろ、さっき5点ほど申しましたけれども、そういうこともありますので、ここで合併特例債が26年まで使えますので、そういうこともありまして、ここで町民の皆さんと考えたらどうかと、どうしたらいいかというようなことで、町政懇談会で皆さんの意見を聞いたのであります。

当然これからも議会のほうでも検討していただければと、そう思っております。

以上です。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番（益子明美君） 合併特例債の期限が迫っていると、あと5年のうちに決定しないと、合併特例債が利用できないということも一つの大きな理由かと思いますが、この新庁舎が防災の拠点として耐震化がおくれることによって、町民への被害、負担になるということであれば、その耐震化に関して、耐震化についての合併特例債を使えないかどうかというのは検討されましたか。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） 前にも申したように、庁舎建設をするという前提で町政懇談会に諮ったわけではありませぬので、そのような検討はしておりませんが、それが使えるのかどうか、総務課長のほうから、使えるんですか。

〔「使えます」と言う人あり〕

町長（大金伊一君） 使えるんだそうです。

以上です。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番（益子明美君） 財政難のこのときに、新庁舎建設というのは、とても大きな事業であるというのは町長も認識されていると思います。小学校や中学校の耐震化もまだのところもあります。そして、何より子供たちが新しい学校ではなく、今の学校のまま過ごしているという現状の中、もっと庁舎よりも先にやらねばならないことがたくさんあるのではないかと、そういったさまざまな事業の比較検討の中において新庁舎の建設ということを考えて

いつていただきたいと思います。特に、合併特例債は有利な起債で、使っていくというのはわかるんですけども、合併特例債も、やはり後年度負担というのが大きくなってきます。その3割は借金ということになりますので、現在の合併特例債の、那珂川町として使える上限と、そして現在までに起債している合併特例債の金額、そして今後消防再編などによって分署が一つに統合されますよね、小川と馬頭分署。そこにも合併特例債を利用するという可能性が出てきておりますので、そういう今の段階で合併特例債を使うであろうという見込みがある金額を示していただきたいと思います。

そして、那珂川町にとって、その合併特例債は、上限はこれだけあるけれども、その上限いっぱいというのを使うというのは、とても厳しいというふうに考えております。どのあたりが有効な使い道であるのかというふうに考えているのかをお伺いしたいと思います。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（益子 実君） 現在の合併特例債の借り入れ状況、また限度額のご質問ですが、合併振興基金、これを除いた限度額、これが約63億、64億程度になります。そのうち、現在使用しておりますのが14億円であります。したがって、約50億円、これが使用可能な額になっております。

なお、合併当初につきましては、これを満額借りるとということについては、先ほど議員ご質問のように、後年度負担があるということで、6割程度に抑えようということ考えております。

なお、今後の合併特例債の見込みであります。現在、東小の体育館の耐震化をやっております。さらに今後、馬頭小学校の体育館の耐震化が迫られております。さらに、消防の再編に伴う施設整備、これらも予定しております。そのほか道路とかありますが、大きいものとしては以上のような件であります。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番（益子明美君） そうしますと、東小体育館、馬頭小体育館、消防再編のための合併特例債というのが含まれてきますので、大体20億近くを想定しているというふうに考えてよろしいんでしょうかね。さらに庁舎建設というふうになると、どのくらいその庁舎が、予算が幾らぐらいかかるのかというのをしっかり検討して、財政の負担を後年度どのようになっていくのかもシミュレーションした上で提示していただかないと、住民の納得も得ませんし、町長言われているとおり、比較検討ですね、耐震化のみ、または老朽化のところだけ直して

いくということを考えるのと、新庁舎建設にかかる費用ということ、どちらが有効的な手段なのかをしっかりと検討比較していただきたいと思います。

現在の合併特例債、もしこの新庁舎建設に係るとなると、この後起債を起こすわけですね。その償還というのが何年据え置きで何十年を見ているのかということもかかわってきますし、合併した後10年間は地方交付税が特例措置されておりますけれども、その後は一本化になりますので、15年後からはとても厳しい地方交付税の財源というふうになってきます。その辺も見越した上での具体的な財源計画、そして新庁舎計画を立てていただきたいと思います。その件に関してはいかがでしょうか。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） まさに益子議員の言うとおりでございまして、まだ決まったわけではございませんので、これから慎重に町民の意見を聞き、議会の意見を聞いて、今言った財政面も検証しまして、これから検討していきたいと、そう思います。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番（益子明美君） 新庁舎建設に当たっては、町民の本当のニーズがどこにあるのかということも踏まえて、財政面等を考慮して住民に説明した上で決定していただきたいと思っています。ぜひそのようによろしく願いいたします。

それでは、高齢者福祉についてお伺いいたします。

地域包括ケアシステムということに関してお伺いしたんですが、特に私が積極的に那須南病院を中核とした、そういった地域包括システムに取り組んでくださいということでお聞きしたのではなくて、町がどのような考え方で高齢者福祉、介護保険の取り組みを行っている考えがあるかということをお尋ねしたつもりです。

町長や担当課長の話であると、地域に密着したその人が、そこで本当に過ごしやすい老後、そして介護を受けても本当に満足のあるような地域の中での介護を受けられるような、そういったシステムにしていきたいというふうなお考え方だったと思います。私もぜひそのような希望を持っていきたいと思っております。

そこで、具体的にお伺いしたいんですが、高齢者の方がいつ何時介護状態になるか、また、いろいろな理由でひとり暮らしになったりして不便を来すということがあるんですが、自宅介護ができない場合の受け入れ先の確保とか、自宅で介護する場合の介護サービスの充実というのは、本当にこれからもっと高齢化社会になっていく上でニーズが増してくると思いま

す。

当町では高齢者福祉計画の中で、高齢者ケアの最小単位を旧大字としているというのが福祉計画の中に書いてございますが、では実際に、東部地域、中央圏地域、西部圏地域と区分けした際、特に東部地域、大山田上郷、下郷、谷川、盛泉、大内、大那地、小砂に関しては、高齢化率が32.49%、これは平成20年度の数値であります、こういったこの地域に重点的に地域密着型サービスを行うための施策は、現在考えられているでしょうか、お伺いいたします。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） それでは、介護の施設について、東部地域が少しおけているのではないかとご質問だと思いますけれども、現在、介護保険の第4期計画におきましては、グループホーム等を建設するという事で進めております。今年度中に事業者を募集しまして、来年度に建築をして、その次から事業を開始するという計画にしておりますけれども、これにつきましては、今、募集地域を東部にするか、それとも町全体にするかということで現在検討しているところですが、なるべく東部に、今現在ございませんので、そういう意味では、力を入れていかなければならないというふうに考えているところです。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番（益子明美君） 現在、その東部圏地域にはそういった地域密着型のサービスを受けられる拠点が無いということでございますので、町の方針として地域密着型のサービスを充実させていこうというお考えのもとですので、ぜひ東部地区にサービスの拠点を置けるような施設を導入していただければと思います。

それから、介護保険サービスの利用者の意識、希望、利用状況といったアンケートを、この福祉計画を立てる際にとっていますよね。その中で、将来必要と思う介護サービスの種類の1番は、通所介護、そして訪問介護という順番でありました。「将来どこでの生活を希望するか」では、「自宅で暮らしたい」が31%、「介護施設」が29%、「わからない」が29%ですよね。皆さん、住みなれた自宅でなるべくなら過ごしたいと、介護を受けながらも、そこにいたいということがあると思います。そのためには、やはり在宅介護の充実が欠かせないというふうに思っております。

在宅介護の充実の中に、例えばひとり暮らしの方であると、在宅で介護を受けるには24時間の訪問介護が必要となってまいります。そういった24時間の訪問介護を実現するための施

策というのは考えられていらっしゃるのでしょうか。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） 介護につきましては、先ほど議員がおっしゃられましたように、アンケート調査でも、施設に入りたいという方もいらっしゃいますけれども、自宅で過ごしたい、それから、わからないという方も多分多かったと思うんですけれども、自分自身のことを考えますと、やはり自宅で最後まで生きたいというのが大半の方の願いではないかなというふうに思っております。

そういった意味では、在宅介護というものは充実させていかなければならないんですけれども、今おっしゃられました24時間での訪問介護という点については、こういった過疎地域であるということもございまして、なかなか事業者が参入できていないという現状にはございますけれども、国のほうでもこういった訪問介護、それから夜間もできる24時間体制のものについては、充実をさせていかなければならないというふうに考えているようでございますので、町としましても、病院のほうも関係はございますけれども、在宅医療、そういったものもなるべく多くの医療機関のほうで参入していただきたいというふうに思っておりますけれども、なるべく第5期計画があと2年後に作成するわけですが、来年作成をするわけですね。そういう中では、ぜひこちらも充実をさせるように計画を練っていければなというふうに考えております。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番（益子明美君） 家族がいて自宅で介護されている方も、夜間に頻繁に介護によって起こされるということで、心身ともに疲労していくという現実があります。私も介護の経験があるので、そういうことはすごくよくわかるので、本当に夜どなたか、たまにでいいから来て手伝ってくれないかなという思いになったこともありますので、ぜひ24時間在宅介護、在宅医療の実現に向けて努力していただきたいと思います。

それと、在宅介護の中でもう一つ、訪問歯科診療というのをやっているところもあると思うんですが、現在、那珂川町では行われていません。ぜひ歯科医院と連携をとっていただいて、訪問歯科診察もしていただけるような考えはないでしょうか、お伺いいたします。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） ただいま歯科診療についてなんですけれども、歯科の部分というのは、大変介護の状態になった方でも、歯がしっかりしていると、いろいろな生活機能

がアップするということがありますので、この辺は大変重要な部分だというふうに思っております。歯医者さんのほうでもこういった考え方を持っている先生もいらっしゃいますし、町のほうでは包括支援センターがありまして、その中で介護予防事業等も実施しておりますけれども、そういった中でも歯科の先生のご協力をいただきたいというふうに思っているところですので、今後検討しまして、なるべくそういったものが充実できるように努めていきたいと思っております。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番（益子明美君） 在宅介護がどなたでも、自分一人が自宅にいるような状況でも、そういった充実した在宅介護が受けられるようなシステムをぜひ那珂川町は率先してつくっていただければと思います。この件に関しては、課長も同じような考え方であるし、町長もそうだと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それから、保健師、また看護師の派遣についてなんですが、なぜ保健師、看護師に行っていただかなくてはならないのかというところが問題であるというふうに思っているんですが、現在、そういった高齢者世帯、または介護をしている方、民生委員さんや地域の方々が見守り体制を続けてくださっているという状況があります。しかし、民生委員の方も拒否をされたりとか中まで入りにくいとか、いろいろな状況があって、やはり壁というものがある、もう一步踏み込むには壁というものが結構あるのではないかというふうに考えています。その壁を乗り越えられるのは、行政の仕事しかないというふうに思いますので、これは人的な面で現状では無理というふうにお答えいただいていると思いますので、ぜひ行財政改革の中で、定員適正化計画の中で職員を削減しているという状況がありますが、やはりふやしていかななくてはいけない、サービスを充実していかななくてはいけないという部分はあると思いますので、ぜひ今の保健師さん、本当に大変、仕事をたくさん抱えていて、現状絶対無理だというのはよくわかっていますので、町長、ぜひ保健師をふやしていただく、そして高齢者のほうの見守りをしていただくというようなお考えを持っていただけないかどうか、お伺いいたします。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） 益子議員さんにも本当、いろいろな面で健康福祉課は大変お世話になっておりまして、保健師の業務とかも掌握して下さっているものと思っております。

町といたしましても、行革の中にはございますけれども、保健師については増員をしていただいているという現状でございます。保健師も業務が随分ふえてまいりまして、昔の保健衛生だけではなくて、包括支援センターができてからは高齢者、それから県から精神衛生がおりてきてからは精神とか、それから虐待、それからDVとかも担当しています。そういう中で、現在最も保健師業務で大変になってまいっているのが、小さい子供さんの発達障害の支援でございます。そういった意味では、今年度新しく建設しましたわかあゆ保育園にも、1名保健師を配置したということございまして、保健師のやるべきことが余りにもふえ過ぎてしまったという現状にはございます。

そういう意味で、実際近所の方々が行っても、なかなか受け入れられない方も多々いらっしゃるということは、うちのほうでもある程度はつかんでいるところです。何か近所の方々から、そういった情報をいただく中で、包括支援センターなりが訪問するということは可能だと思いますので、本当に多くの皆さんに直接高齢者を支援するというのではなくて、困っている人がいそだなという情報を町のほうにいただければ、保健師等が訪問するということは十分可能だと思いますので、定期的には少し無理かもしれませんが、ぜひ地域住民のところには保健師が出向いていきたいというふうに思っておりますので、いろいろな情報をいただければというふうに思っております。

増員についてということですが、これについては、私のほうからは上をお願いするだけでございますので、あとは町長のほうにご配慮していただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） 福祉というのは、これでたくさんというのはありません。十分に行っていかなければならないものだと、そう思っております。

そういう中であって、この那珂川町は職員の行革をやっておりますので、なかなかそういう面で人員の確保は大変であります。しかしながら、これからは高齢化社会でございますし、福祉については、益子議員が言われたようなことについて検討してまいりたいというふうに思います。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番（益子明美君） 保健師、看護師の派遣がどのように高齢者の福祉に関連してくるか

いう一つの例として、日赤の看護師さんによく言われるんですが、那珂川町から病院に入ってきた方で褥瘡がひどい方がとても多いと、那珂川町の特徴的な事例だとおっしゃるんですね。というのは、やはり介護をしても、なかなかそこまで手が回らない現状があったり、または息子さんや男性の方が介護している大変な状況が本当にあると思うんですね。そういうところに、やはり定期的に保健師さん、看護師さんが回っていくことによって、そういったことも防げるのではないかということを考えています。これは本当に現場からそういう声が上がってきています。

今、幼児虐待とか、そういったことで子育て支援のほうにはかなり力が入ってきていて、ゼロ歳児の乳児の保健診療なんかまめに健診に来ないと、保健師さんがその親の方に連絡をとったり自分のほうから出向いていったりという、まめな手厚いケアがされているんですね。そういったことを同じように高齢者の方にもしていただくべきではないかというふうに思っていますので、ぜひ前向きにご検討をよろしく願いいたします。

では、その件については終わりにいたします。

それでは、環境総合推進室が行った町から地域の皆さんへのご提案ということでご質問させていただきました。どのような目的のもとに行われたかということのご答弁は、20年の基本協定に基づいて振興策を具現化していくことにあるということでございますが、地域の皆さんへというふうにご提案された環境総合推進室からの資料の中には、例えばこんなことができるんですよという例に、生活環境基盤整備の例としては、防犯灯とか集会施設の設置、社会基盤整備の例としては、県道、町道、河川の整備、そして生活基盤整備の例として、農道、用水・排水施設整備とか圃場整備、そしてその他として、元気な森づくり県民事業というふうに例が載っているんですね。これは、どこの地区でも、那珂川町のあらゆる地区で行われている事業ですよ。なぜその3大字小口、小砂、和見の方たちにこういった事業が処分場の推進を行うことでしかできないような形での提案をされるのでしょうか。

和見地区の皆さんのアンケートの意見の中には、こういった振興策は、処分場の推進なしでやってもらえることだと、どうして和見だけそういうことをやっていただけないで、処分場、処分場というのがかっついてくるんだと、そういった声が上がっておりますが、その件に関してはいかがでしょうか。

議長（川上要一君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（星 康美君） 町からの提案について、先ほど議員のほうから言われた基盤整備とか生活環境整備、これは処分場なしでもできるのではないかと、現実的にやって

いるのではないかと、何で和見地区について、処分場前提ということなのかという、多分ご質問だと思うんですが、これは先ほど答弁でもお答えしましたように、処分場建設受け入れを契機としたということで基本協定にうたわれております。

そういう中で、現実的には通常の要望と、処分場建設受け入れを契機としたという、県が最大限の支援をするということにつきましては、優先的に地域の振興のための事業等が優先されるということがございます。あと、最大限の支援というのは、町に対して財政的にも支援が受けられると、そういう中で、例えば和見地区のアンケートの結果で、地域の整備を進めたいという方が当然80%ぐらい、結果として世帯の方が出ております。やはりそういう中で、処分場前提ではあるがやむを得ないが振興策を受けて早く地域の整備をしたいというような意思のあらわれだと思います。そういう中で、やはり処分場を前提としたということで町の提案ということでございます。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番（益子明美君） 処分場を前提としてというようなお話ですけれども、処分場を前提としなくてもやれる事業ですよ。どうして和見だけこういったことを、処分場を前提としないと県道が広がらないとか圃場整備ができないとか集会施設が新しくならないとか、そういうふうになっていくのはおかしいと思います。どこの地区でも行われていて、町としてその事業が順番に、公平に、県なら県に県道の整備を要望していこうというのが本来の振興策のあり方の筋であると思いますし、この処分場とリンクして、そういった町の地域の振興策をお願いするというのは、行政のやり方として少しおかしいというふうに認識しております。

今回のアンケートの中で、この支援策を引き出して積極的に整備を進めるべきなのはやむを得ないという回答が57%ですか、それぐらいあったというふうに出ておりますけれども、そのアンケートに、行政区に入っていない方は参加されていないんですよ。行政区に入っていない方の意思というのは反映されないわけなんですけど、地域全体というところで行政区の皆さんのお話を真摯に受けとめ聞いていくという町の態度からすると、こういったアンケートの結果をそのまま町としてうのみにしていいのか。そのアンケートに含まれない、または回答していない未回収が18世帯もあるんですよ。168世帯中18世帯、こういう方たちの意見、そういった細かい意見というのを、室長はそのアンケート結果というものをきちんともらっていらっしゃるわけですよ。そういった皆さんの意見というのをどういうふうにお考えになっているんですか。

議長（川上要一君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（星 康美君） あくまでもこのアンケートにつきましては、和見行政区の判断で行われたものでありまして、町としてはこうしてもらいたいとかというのはご提案はしておりません。あくまでも和見行政区からの要望ということで、町のほうも受けております。そういう中で、全体に云々、入っていない方については、町のほうとしても、それについて答弁しようがございません。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

〔 5 番 益子明美君登壇 〕

5 番（益子明美君） それでは大分無責任な言い方かなというふうに思います。そういった方たちの意見はどうでしたでしょうかとかいうのを、町としてはやはりお聞きになるのが筋ではないかというふうに思います。

この後、ほかの地区にもこの提案に関するお話をされると思うんですが、今回、和見だけこういった陳情が出ている、その3大字の中に差異ができてきてしまうという、そういった地域の不平等というのかな……

議長（川上要一君） 益子さんに申し上げます。

質問時間を超えておりますので、速やかに終了をお願い申し上げます。

5 番、益子明美さんの質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は14時10分とします。

休憩 午後 1 時 5 5 分

再開 午後 2 時 1 0 分

議長（川上要一君） 再開いたします。

益 子 輝 夫 君

議長（川上要一君） 引き続き一般質問を行います。

2番、益子輝夫君の質問を許可します。

2番、益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

2番（益子輝夫君） 私は、日本共産党の益子輝夫でございます。

これから2項目にわたって質問をさせていただきます。

1番目は、高齢者対策について。町の高齢化率の増加に伴う町高齢者福祉計画の現地状況を伺いたと思います。それで、かなり具体的に、何をどうやってきたのか、また、そういうやってきてどういう成果が上がっているのかを具体的なことを伺いたというふうに思います。

2つ目は、広域消防について。広域行政の消防署2分署化に組織再編する方針で進めているようですが、用地確保、建設手法、費用負担等について、今後の具体策を伺いたというふうに思います。

よろしくをお願いします。

議長（川上要一君） 町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） 私からは、広域消防組織再編についての質問にお答えいたします。

広域消防の組織再編については、南那須地区広域行政事務組合において、平成21年4月に消防組織再編計画を、平成22年3月に消防庁舎建設基本計画を策定をいたしたところでございます。

消防庁舎についてであります。庁舎の建設については、広域行政事務組合が事業主体となって進めてまいります。用地確保につきましては、基本計画において、建設場所は、道路交通の利便性、出場車両の現場到着時間、区域の地形、密集地火災の対応等を総合的に考慮して構成市町が選定することとなっております。

那珂川町に建設する消防署の敷地面積は、約7,000平米となっております。現在、馬頭市街地と小川市街地を結ぶ幹線を中心に、庁内関係各課の担当者レベルで打ち合わせ会を持ち、候補地の洗い出し作業を進めているところであります。

建物の概要につきましては、消防庁舎等が平屋建てで、延べ床面積が781.1平米で、附属建物として第2車庫と主訓練棟及び副訓練棟、危険物倉庫等が計画をされております。また、敷地内にはヘリポートや消防操法の訓練スペースを確保されております。

費用負担につきましては、庁舎整備に係る費用は、消防署の所在する市町が負担すること

となっております。ただし、本部及び訓練棟の共益施設に係る整備の費用の負担割合は、那須烏山市が6割、那珂川町が4割となっております。

今後の事業工程につきましては、本年度中に用地の選定を行い、平成23年度に用地の買収、造成工事及び庁舎の実施計画、平成24年度に庁舎建設、平成25年10月に運用開始の計画となっております。

高齢者対策についてのご質問につきましては、担当課長から答弁をさせます。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） それでは、最初のご質問の高齢者対策について、私のほうからお答えをいたします。

当町における人口は、合併時に2万602人、65歳以上の高齢者数は5,489人で、高齢化率は26.6%であったものが、今年度初めには人口は1万9,344人、高齢者数は5,489人ですが、高齢化率は28.4%を超えている状況となりました。

高齢者福祉計画は、介護保険事業計画とあわせて策定しているもので、高齢者の福祉施策についての計画となっております。その内容は、介護保険事業のほかにも、介護予防事業や健康づくり、生きがいづくり推進の一方法として、老人クラブ、シルバー人材センターへの補助金交付事業等を実施しており、生活支援事業としては、養護老人ホーム等への措置事業、地域での敬老会の開催や軽度生活援助事業、日常生活用具給付事業等を実施しております。特に、昨年度の11月からは、ケーブルテレビの通信網を利用した人感センサー付きの緊急通報装置の貸与事業の実施により、ひとり暮らしの高齢者等に対し、緊急時の対応を図れる体制としております。

また、平成18年度からは地域包括支援センターを設置しまして、平成21年度からは社会福祉士も採用いたしまして、介護予防事業のほかにも、相談業務も充実をさせてまいりました。

近年の相談業務は、独居高齢者、認知症、高齢者虐待等の相談、支援でありまして、こうした困難を抱えている高齢者や家族に対する支援が数字にはあらわませんけれども、非常に重要な業務であると考えております。こうした相談業務は、高齢者に限ったものではなく、児童虐待や精神疾患患者の相談対応等、大きなウエートを占めるものになっておりまして、今後も職員の資質の向上に努めなければならないと痛感しているところです。

また、さらに福祉施策の充実を図る必要があると考えておりますけれども、先ほど益子明美議員の答弁でも答えましたように、地域福祉の醸成によって、だれもが住みなれた地域や

家庭で安心して生き生きと暮らせる地域社会をつくり上げていけるものと考えております。

以上です。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

2番（益子輝夫君） 最近私が手にしたもののなんですが、これは21年3月に出されています高齡者福祉計画並びに介護保険第4期事業計画というものが健康福祉課にあったんですね。私ら新人3議員にはこれが渡されていないんです。私が健康福祉課へ行って要求したら出てきたんです。

高齡者福祉計画というのが町の総合振興計画や自立支援の後期計画にも載っているんです。しかし、我々3議員に関して渡してもらえていないというのはどういうことなのか伺いたいというふうに思います。計画も知らずに論議するわけにはいかないものですから。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） 新しい議員さんに対して、福祉計画を配っていなかったという点につきましては、手落ちということでございますので、ご容赦をいただきたいというふうに思っております。大変申しわけございませんでした。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

2番（益子輝夫君） やはりこういう計画というものは、議員だけではなく、町民全体に知らせていくべきものだと思います。私もこの問題を取り上げるに当たって、高齡者のおたくを20件から歩いてまいりました。小川地区は、残念ながら1件か2件しか歩けなかったんですけれども、馬頭地区はほとんど、全地区というわけにはいかないんですが、十七、八人の高齡者と対話をしてきました。

いろいろな人に話を聞いて非常に、これは4項目があっといういろいろなことが書かれていますよね。どれ一つ、これは反対だとか、そういう立場ではないんですが、これは本当にすばらしいものだと思います。しかし、さっきの課長の答弁では、何一つ具体的なことが答弁されていないんですね。私は、これについて今回質問するということをしたわけですが、しかし、何一つやられていないわけではないのであって、地域においてもいろいろなことが自治会や老人会でやられているんです。そういうことを何一つつかまえていないとしたら、これからこの計画に基づいてやっていこうとしていることがいつになってもできないということになってしまうのではないかと思うんですが、その点について伺います。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） 具体的な答弁がされていないということでございますけれども、一般質問の通告書には2行程度しかありませんでしたということで、私も2次質問以降にお答えすればよろしいのかなというふうに思っておりましたので、具体的なことに関しましては、それぞれ質問に応じて答えてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

2番（益子輝夫君） それでは、ここに書かれたようなことで、今現在どのように進行しているか、項目ごとに答えていただきたいというふうに思います。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） それでは、計画の中のすべてについて答えればよろしいんですね。

〔「はい」と言う人あり〕

健康福祉課長（小室定子君） それでは、1つ目が大きなくくりといたしまして、健康づくりの推進ということでございますが、これは高齢者に限らず、全町民に対して健診等を実施しているところでございます。そのほか、高齢者に関しましては、特定健診ということで、こちら高齢者で介護予防が必要な人を見つけるための健診ということで、一般の健診とはまた別に特別に実施をしております、ちょっと機能が弱っているという方には、こういう健診をした後、介護予防事業がありますので、ぜひ参加してくださいということでご通知を差し上げたりとかというふうにしておりまして、現在やっておりますのは、転ばん教室とか、そういったものにこちらからつないでいくということにしているものでございます。

それから、生きがいづくりの推進ということでございますけれども、こちらはシルバー人材センターへの支援ということで、こちらはシルバー人材センターへの補助を実施しているということでございまして、内容につきましては、人材センターのほうにお任せをしているという状況でございます。

それから、老人クラブ活動の支援ということですが、こちらにつきましても、補助金を交付をしております。それから、さらに包括支援センターが老人クラブと一緒におたっしや会等の開催もしているという状況でございまして、30クラブ、行政区のほうとも連携して行っておりますけれども、それなりの数をこなしているということでございます。

それから、生涯学習の推進ということに関しましては、シルバー大学ということで、こちらは生涯学習課のほうで担当しておりますけれども、たくさんの高齢者の方に学習をいただいているということでございます。

それから、介護予防事業の推進ということですが、こちらに関しましては、先ほども申し上げましたけれども、特定高齢者施策ということで、ハイリスクの方ですね、そういった方々に対して、そういった高齢者を把握する事業ですね。そして、通所型の介護予防事業ということで、転ばん教室等を実施しております。こちらにも参加された皆さん方は、少し機能がよくなかったとか、いろいろな方々とお会いする中で元気になったとかというような感想をいただいております。本来は1回だけでというか、15回あるんですけども、1コースだけでは足りずに、毎年続けてやりたいという方もいらっしゃるしまして、そういった方向けの継続的な通所介護予防事業を実施しているところですが、こちらにつきましては、職員の数も限りがございます。回数もそんなにいっぱいはいできない状況ですので、こういった方々は介護ボランティアさんというのを育成しているところなんです。それで協力していただいております。今、30人、40人ぐらいになっていると思いますが、そういった方々に、今度は地域のほうでこうした介護予防事業を主体的に実施していただけるようお願いをしていかなければならないなというふうに考えているところでございます。

それから、訪問型の介護予防事業というものもございまして、こちらにつきましては、認知症の方とか、ちょっと精神を患っているような方に関しまして、保健師や、それから医師が訪問をして支援をするということにしております。

それから、特定高齢者の施策評価事業ということで、こちらについては、その結果については、広報等により公表をしているということでございます。

それから、一般高齢者施策ということなんですけれども、こちらにつきましては、先ほども申しましたけれども、老人クラブ、それから行政区の皆さんに協力をいただきまして、介護予防普及啓発事業、おたっしゃ会というのを実施しているところでございます。保健師が行ったり、健康教室とか健康相談とか、運動をやれば機能が低下しないで済みますよというような運動等を実施をしているところでございます。

それから、地域介護の予防活動事業ということですが、こちらは社会福祉協議会のほうとも協力をしまして、いきいきふれあい・サロンとか、そういったものを実施をしているということでございます。

それから、包括的支援事業ということなんですけれども、こちらは、介護予防のマネジメ

ントということで実施をしておりますし、それから先ほども申し上げましたけれども、総合相談支援事業ですね、それから権利擁護事業ということで、こちらは社会福祉士が昨年度から配置されておりますので、この者が実施をしているところでございまして、先ほど下野新聞にも出していただきましたけれども、家族介護の会ですね、そういったものも今年度立ち上げができているということになっております。

それから4番目ですが、包括的、継続的ケアマネジメントということでは、ケアマネジャーも包括支援センターに配置をしておりますので、そういった意味で、きちんとしたケアマネジメントの実施をしているということでございます。

それから、任意事業ということで、介護給付費の費用適正化事業ということで、こちらは医療費通知と同じようなものなんですけれども、そういったものも配布をして実施をしているところでございます。

それから、家族の介護支援事業ということですが、先ほど申し上げましたような事業も実施をしております。

そのほかということで、青年後見制度の利用支援とか、それから地域自立生活支援事業とか、ボランティア育成事業とかというのをそれぞれ実施をしておりますして、介護の状態になっても、なる前から、なるべく生き生きと健康で暮らせるようにということで、地域包括支援センターを軸といたしまして、こういった介護事業を実施しているということでございます。

それからまた、高齢者福祉策の推進のほうにまいりますけれども、生活支援事業ということで、先ほど申し上げましたけれども、養護老人ホーム等への措置事業、こういった方は現在、十七、八名で推移をしておるところでございますが、こういった方のご相談に乗ったり、入所のお手伝いをしたりということを実施をしているところでございます。

それから、緊急通報装置の貸与事業でございますが、これも何回もお話をしておりまして、昨年の11月からは人感センサーがついたということで、さらに安心したひとり暮らしの対策ができるのではないかなというふうに考えてございます。

それから、寝具の洗濯、乾燥サービス、それから軽度生活援助事業というようなものも実施をしております。それから、火災報知機とか、そういったものも交付する日常生活用具給付事業とかというものも実施をしておりますし、また、総合福祉センターにおいては、居室事業ということで、こちらも実施をしておりますし、また、社会福祉協議会のほうに委託をして、給食サービスやらを実施をしているところでございます。また、敬老会につきまし

ても、行政区の皆さんのご協力をいただきながら、各行政区において、ことしは、馬頭地区は19日になりますけれども、小川地区は12日ですね、それで片根が12日ですか、ということで、敬老会も皆さんのご協力のもとに実施をさせていただいているという、そういった現状になっております。

以上です。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

2番（益子輝夫君） 私自身としては、まだまだ、本当に具体的になっているとは思えないんですが、私がなぜそれを言い出したかといいますと、高齢者の人たちのところを歩くと、町のやっていること、周りのことが余りにも知られていないんですね。せっかくいいことを行政がやっていても、それを知っている高齢者の方というのは、本当に少ないんです。

だから、そういう点では、大変でも、やはり行政が一人一人の高齢者の方の実情を把握した上で対策を立てていかないと、本当に高齢者の希望、また家族の希望、要望にこたえた行政になっていかないというふうに思うんです。十人十色でいろいろな方がいます。寝たきりの方は私が歩いたところにはいませんが、ほとんどひとり暮らし、中には2人で暮らしているという方もいましたが、定期的ではなく、時折私も顔を出すようにしているんですが、ある1人の高齢の、80を過ぎたおばあちゃんなんですが、つい最近連れ合いを、60年近く連れ合いがいたんですね、突然事故で亡くなってしまったんですね。そうすると、やはり周りの知人とか隣の人とかが来てくれていろいろやってくれるんですけども、やはり1カ月ぐらいは泣き通しだったと。それを言われたとき、私もショックだったんですが、もっと早く来ればよかったかなと思ひまして、そういう話を聞くだけでも、年寄りにとっては非常に、ああ、だれそれさんが来てくれたと。私も歩いている中で、社協の人たちが2人とか3人で初めて来てくれたんだよという人が何人かいましたけれども、来てくれていろいろ話をするだけでもかなり元気になって、やはり行政のことも知ると、そういう具体的な例があちこちにあります。それで、やはり家族と離れている方が多いんですね。近くても烏山とか大子とかで、週に2回ぐらい娘さんが来てくれるとか、毎週1回ですか、来てくれるとか、せがれが宇都宮から来てくれるんだよとか、あとは、中には大内の高齢者なんですが、1人で暮らしているんですけども、3度の食事を馬頭に、町内に住んでいる息子さんと運んでいるんですね、こういう例もあります。できるだけ自分たちでやれることはやると。年寄りの方も、できるだけ世話、面倒をかけたくないというのが本音なんですね。

だから、そういう点で、行政がそういうところに手を伸ばして、できるだけことは行政としてやるような施策を、やはり具体的な実情を踏まえた上で計画というものを立てていただきたいというふうに思います。その点で町長の考えを伺いたいというふうに思います。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） この那珂川町には独居老人が、それからいろいろ困っている老人が相当数おります。そういう老人の方々、独居老人とか、そういう方々がいろいろ困っていることが多いということでもあります。まだまだ私ども行政の努力が足りないのかなと、そう思っております。

この高齢者の福祉施策が、どういうことをしてくれるのかわからないということでもありますし、努力してまいりたいというふうに思います。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

2番（益子輝夫君） それで、私からいろいろあるんですが、3つほど提案をしたいと思います。

1つは、これから高齢化社会、率としてふえていく中で、ボランティア組織、さっき課長もおっしゃっていましたが、ボランティアの育成というものは非常に重要視されると思います。そういう点で、ボランティア大学みたいなものをつくったらどうかということを提案したいと思います。全国でもそういうことを取り組んで既にやっているところもあります。これは、千葉県の船橋市の例なんです、この船橋市の場合は、平成10年にボランティア大学で福祉科というものを設けまして、その道の専門の研究者や福祉、医療施設関係者を招いて、高齢者とボランティアとか役立つ緊急法、あるいは介護技術の初歩的なものですね、あと役立つ緊急法とかカウンセリングの初歩、あと乳幼児の心理と行動とか、子供さんまでの項目を設けましてやっているんですね。そして、これがやはりボランティアがそれをすることによって、かなりふえてきたということが報告されています。町でもこういうものを作ったらどうかなというふうに私は考えます。

もう一つは、やはりこれも高齢者に対する提案なんです、やはり年を取りますと、思わぬところ、たとえ1センチであっても、足がつかずいたり転んだりというのが結構あるんですね。そういうけがやあれをなくすために、バリアフリー住宅の奨励ということを考えてはどうかというふうに思います。これも全国の各地で、いろいろなところでやられています。

年を取れば、身体に障害がなくても、屋内の階段とか生活の障害になったり、浴室や廊下

でよく転ぶということがあります。それで手すりがあったらばなんと、私も歩いた家でそういう設備がしてあるところはほとんどありませんでした。そういう点で、やはり人に優しい家づくりの新築奨励金とか、人に優しい家づくりの改造奨励金とか、玄関の段差をなくしたり、浴室や廊下に手すりをつけるなど、そういう、介護ももちろん含まれますが、トイレとかそういうことに使える資金を町として、奨励金とか、そういうふうと考えてはどうかなというふうに思います。

これも、北海道の栗山町というところが例なんです、新築でやった家には、1軒につき最高30万円を奨励すると、あとは改造奨励金として、65歳以上の高齢者、身体障害者などにも対象に、工事費100万円を限度に、その半分を助成するというような仕組みがやられています。非常に利用者も多く、建築関係の人たちも収入があって喜んでいるそうです。

もう一つは、やはり高齢者と話しますと、こういうことは余り言いたくないんですが、寝たきりとか痴呆にはなりたくないという方がほとんどですね。だれも好きでなるわけではないんですけれども、やはりこういうものをなくすこと、より少なくするために、その対策として、1つ目はやはりそういう社協でもいいですし、そういうところで、大変でも老人向けの音楽の講師や保健師さん、栄養士、ボランティアなどが運動を兼ねた歌を指導したり、声を出したりすることによってかなり違うというんですね。そういう方法も考えたらどうかなと思います。あと、高齢者の、さっきもちょっと触れましたが、情報が、やはりひとり暮らしだとなかなか周りも気は使っているんですが、気がつかない場合もあると思います。そういう点では、郵便の配達員とか、あるいは新聞の配達する人に、そういう新聞配達屋さんですか、あとは郵便局などと協定を結びまして安否を確認してもらおうというような町としてのシステムをつくってはどうかということ、3つ提案したいというふうに思いますが、町長の考えを伺いたいというふうに思います。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。

ただいま3つのご提案をいただきました。その前にも、議員さんみずからいろいろなところに顔を出してくださっているということで、まさにボランティアをやってくださっているのかなというふうに思っております、行政のほうとしましても、できることに限りはございますので、そういった意味では、本当に住民の皆さんのご協力を得ながら地域の高齢者を守っていければというふうに思っておりますので、今後ともご協力をお願いしたいというふ

うに思っております。

3つの提案の中で、1つ目は、ボランティア組織をつくってはどうか、育成をしてはどうかということでございますけれども、私どもとしてはこれから、現在、先ほど申しましたけれども、地域福祉計画を策定しているところです。そういった意味では、その計画の中では、そのボランティアの育成というものが大きなウエートを占めるというふうに思っておりますので、また、福祉関係だけではなくて、現在町も、協働のまちづくりということで進めておりますので、いろいろな意味でのボランティアさんを育てていかなければならないんだというふうに思っております。そういう中では、福祉という面でも、力を入れてまいりたいというふうに思っております。

それから2つ目でございますけれども、家のバリアフリーの奨励ということでございますが、これに関しましては、介護保険のほうでも今、住宅改修というものがございまして、それを利用されている方もたくさんいらっしゃいますが、これは介護の状態にならないと使えないということもございますので、そのほかに関しては、今後検討させていただきたいというふうに思っております。

それから、寝たきりとか認知にならない対策というものでございますが、こちらもただいま包括支援センターのほうでは種々実施をしているところでございますので、こういったものも、今は地域包括支援センターだけで行っておりますが、こういうもの地域の中で行われるようになると、より効果的になるのかなというふうに思っておりますので、こういった意味でも、皆さんのお力をおかりしたいなというふうに考えております。

それから、最後のご提案でありますけれども、郵便局の配達員とか、それから新聞配達の方に見守りをとということでございますが、こちらに関しましても、町政懇談会等におきましても、こういったご意見をいただいているところです。町としても、それぞれ今、民生委員さんであったり、ご近所の方であったり、また、緊急通報装置の設備を設置したりということで各種実施をしておりますけれども、こういったものは幅広くあるにこしたことはございませんので、今後、地域福祉計画等も作成する中で、いろいろ皆さんと議論しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

2番（益子輝夫君） 前に課長とも話したときにも出てきたんですが、私たちが出している

新なか川でも触れましたが、やはり地域的にやっているところもあるんですね、盛泉みたいに自治会とか、やはり民生委員の方が定期的に歩くとか、そういうところもあります。ただ、やはり民生委員も1軒、2軒だと歩けるんですが、うちの1人の方の民生委員で十数軒ありますからね、独居老人が。そういうところを全部歩くというのは、なかなか大変なんですね。そういう点で、やはり行政はもっと何らかの力添えかできないかなというふうに思います。

あと、私が行ったところで、富山地区は高齢者が、独居老人に限らず、高齢者の家を定期的に組をつくって訪問しているんですね。私も結構、そちらこちらでそういう話を聞くのは初めてなんですが、課長はそれをわかっているかわからないか知らないんですが、本当によくやっていますね。いろいろなところを歩いています。やはり向き不向きがあるんですね、行く人の。そういうのも考えてやっているんですね。それと、年間に1,500円の茶菓子代を集めて、それを老人会の会費から出してお茶菓子を買って持っていくんだと言っていました。そういうことまでやっているんですね。やはりそういうところは、ちゃんと地域の中でもやっているところはあるんですね。あと、運動会とか何かの行事に高齢者を招待したりとか送り迎えをしたりとやっているところもあります。そういうところをちゃんと見た上で、調べた上で、やはり地域でいろいろなことをやっているところがありますので、そういう力を大いに借りながら、高齢者の状況を正しく把握して、今後の高齢者福祉計画をより充実した現実的なものにしていただきたいというふうに思います。

最後に、町長の見解を聞いておきたいと思います。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） 全くそのとおりであります。今、町は協働のまちづくりを進めております。それは、昔は地域は地域で守ろうという機運があったんですね。私らが小さいころは、困っている方がいれば、いろいろと手助けをしたり、子供の面倒を見たり、高齢者についてもいろいろ面倒みたり、集落で面倒を見たんですね。そういうことで、先ほど申しましたように、協働のまちづくりということで、いろいろな地方でいろいろなことを地域でやっていただいて、それが地域のコミュニケーションといいますか、協力関係をつくって、そういう福祉関係についても、そういう高齢者対策についても、これからやはり地域は地域で、もちろん行政もそこに協力してやっていくということが大切かなと、そう思います。

それと、ボランティアについてであります。このボランティアも、外国では本当に余裕のある人はそういう困っている人に手を差し伸べているんですね。私も同感でありまして、やはりこういうボランティアの育成というものも必要になってくるのかなと、そう思います。

大変ありがとうございました。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

2番（益子輝夫君） つけ足しではないんですが、やはり高齢化というのは、だれもが避けて通れない道なんですね。このことを頭に置いて、行政の人たちも我々も置いて進めていかなければならないというふうに思います。

では、次の消防の問題に入りたいというふうに思います。

先ほど町長のほうから答弁をいただきましたが、一つ大事なことなんですが、これも行革の一環だと、私たち新なか川でも取り上げたんですが、なぜ、今4つありますね、それを2つにしたかと。行革の一環ではあると思うんですが、その辺をまず伺いたいというふうに思います。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 今回の消防の再編につきましては、当然、現在の庁舎そのものが40年前後に建てられた建物であるということがございまして、こちらの施設についても老朽化が激しいということ、それから耐震化がされていないということがございまして、今回再編を考えるきっかけになったということ、それから、町が合併によって、本町でありますと、那珂川町が誕生し、那須烏山市が誕生したということがございまして、各町に1カ所にまとめて効率のよい施設にしていこうということが今回の計画でございます。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

2番（益子輝夫君） 大体の趣旨というか、それはわかりました。多分そういうことではないかなと、私も総務企画のほうの常任委員でもありますので、それは前にも聞いているのであれなんですが、この資料にも出ているんですが、非常に矛盾したことが書かれているというふうに私は思います。

今でさえ、常備消防の方は本当に大変な思いをしてやっているというのが現実なんですね。聞いてみますと、多いときで6人、そして少なければ5人体制でやっている。全国的にも今、問題になっているんですが、緊急時に1台出ますと、3人出るわけですね。それで、多いときで6人のうち3人は残る、しかし1人は通信に残らなければならないから、あと1台出そうと思ったって、出せないんですね。だから、非番の人を呼んでからと、これにも書いてありますけれども、そういう状況なんです。

緊急の場合は1分、1秒を争うわけですね。そういう点で、助かる人も助からない状況が生まれてくると思います。

そういう点から考えても、また、隊員の中でも、やはり休んでいてもそういう状況がありますから、行く先々を知らせておかなければならない、あるいは年間の休暇が4日しかとれないというような状況が、小川分署においても、馬頭分署においても言われています。そういう中で、やはり署員の方は2つになるのはしょうがないけれども、人員がこれ以上削減したら、皆さんの生命と財産を本当に守れるか不安だと。それと、やはり署員の方にも家族があります、子供さんもいます。そういう健康の問題、家族の問題も保障してやるべきではないかなというふうに私は思います。そういうことを参考にさせていただいて、消防というものを考えていただきたいというふうに思います。

広域の問題とはいえ、町の財産が、予算が、金が支出されるわけですから、単なる広域の問題として処理していただきたくはないということで、私はあえて取り上げました。新なか川を出してから、多くの方からいろいろな意見が寄せられています。特に、高齢者にとってはやはり不安が増すばかりです。あと、家族を持っている家庭の中心的なメンバー、人たちからも出されています。何でもここまでやらなきゃならないのと、何でも那珂川町に住んでいるのに、はっきり言って危機感ですね、そういうのが言われます。

そういう点で私は、広域の問題とはいえ、やはり町民の問題であると思います。命の問題にもかかわってくる問題、火災の場合は財産にかかわってくる問題です。そういう点で、町長はどのように考えているか伺いたいというふうに思います。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 議員ご指摘のとおり、消防業務、消防事務に関しましては、当然財産を守る、あるいは命を守るという観点から、非常に重要な事務であると考えております。

ただ、今回につきましては、消防力そのものは低下をさせないと、今現在の消防力を低下をさせない範囲で統合をしていくという考え方でございまして、当然、救急車両につきましても、各署に2台、今までどおり2台を配置をする、タンク車、ポンプ車等についても配置をしていくということで計画がされております。

ただ、職員数につきましては、合併することによって、現在の体制を確保する、現在よりも若干余裕はあるんですけども、現在の体制を確保する上で、最低限86名は必要であるということで計画を策定したところであります。

今後、救急の状況等によりましては、その辺の定数管理についても検討してまいらなけれ

ばならないなと考えております。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

2番（益子輝夫君） この文書を見ても、計画を見ても、非常に矛盾だらけなんですけれども、今、課長が答弁していただきましたが、前回も取り上げたんですが、那珂川町、学校は統廃合され、余分なあれがなくなっていく、先ほど塚田議員も言いましたが、学校がなくなっていくというのは、単にそういう問題ではないんですね。そういうところに来て、また自分たちの命、財産まで不安定になってしまう。

課長は、それを何とかするような答弁だったですけども、気持ちはわかりますけれども、町民にとっては、本当に大変な問題なんです。本当にこの町に住んでいいのかという問題になってしまふんですよ。新しく家を建てるんだったら、よそへ行くかなという人もいますから、こうなってくると。保険料は上がり、水道料金は上がったら、本当によそへ住んだほうがいいのではないかなと、実際に出てきますよ。本当に過疎化、高齢化が進み、過疎化にますます拍車がかかっていくような状況になっていきます。そういうとらえ方も私は必要ではないかなというふうに思います。

まだ時間はあるんですが、そういう点で、やはり町民の実情、現実を知った上で、町政懇談会で上がった意見は本当に一部だと思います。高齢者を含めて、選挙に行きたいけれども、行けないという事情もあります。広域化することによって、投票にも行けない、投票権まで奪われていると。さっきの問題とあれしますが、救急車が来なくなってしまうのかという人もいます。消防はじいてもらえるのかなと、火事になった場合。そういう不安を、特に高齢者の方は持っているんです。そういう点で、やはり町民の立場に立った、本当に町民の声を聞いた行政を進めていただきたい、そのことを訴えて私の質問を終わりにします。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） 今聞いてみると、消防署、今まで那珂川町には2つあったのを一つにするということではありますが、全部デメリットというわけではないというふうに思います。といいますのは、もちろん今まで4署が2になって、ちょっと人員削減をしましたけれども、今までよりは人員的にはふえていますし、また、救急車も2台、消防車も2台ですね。今、火事は大分少なくなったんですね、前と比べるとね。それと、火事が例えば同じ方向にあった場合は、町の中心地であれば、2台が出動できると、同じ方向にね。時間的には早くなるということでもありますし、救急車についても、やはりそういうことが言えますので。

それと、ご承知のように、広域もいろいろパンクしそうなんですね。いろいろとごみの問題、それからもちろん病院の問題とか抱えていますし、それと例のごみを敦賀へ行くと言いましたけれども、補償の問題とか、いろいろ広域については行革をお願いしているんですが、逆方向に今行っているんですね。そういうこともあります。決して、消防の問題であります、デメリットばかりではないと私は思いますので、そこは了承していただければと、そう思います。

議長（川上要一君） 2番、益子輝夫君の質問が終わりました。

ここで休憩をいたします。

再開は15時10分といたします。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 3時10分

議長（川上要一君） 再開いたします。

鈴木雅仁君

議長（川上要一君） 引き続き、一般質問を続けます。

4番、鈴木雅仁君の質問を許可します。

4番、鈴木雅仁君。

〔4番 鈴木雅仁君登壇〕

4番（鈴木雅仁君） 4番、鈴木雅仁です。

私のほうからは、きょう一般質問に当たりまして、予算説明書、予算のあらましの発行について、それから地元購買率の調査実施について、この2項目についてご質問をさせていただきます。

執行部の町民の皆様に対する情報公開という視点と町内の購買向上による商店の振興という視点に立った建設的な答弁をお願いしたいと思います。

それでは、早速入ります。

予算説明書、予算のあらましの発行について。

近年、情報公開や透明化が重視される中で、全国的に予算説明書等を発行する自治体が増加してきています。これは、予算書とは別に、町民によりわかりやすい形で予算のあらましを小冊子化にし、全世帯に配布するものであります。

市町村でこの動きが始まったのは、平成7年です。その起源と言われる北海道のニセコ町では、町の予算説明書である「もっと知りたいことしの仕事」という一般町民の方々にも非常にわかりやすい形でこの予算説明書を作成して、全戸に配布をしています。

現衆議院議員で内閣府総理大臣補佐官を務めています逢坂誠二さんという方の講演をちょっと聞く機会があったんですが、この逢坂さんが当時のニセコ町長であったときに始められたことの取り組みは、行政の説明責任を果たすという観点から、現在では多くの自治体で取り入れられて、その成果を上げているとのことでした。

この予算説明書は、少しでも具体的な事業内容を町民の皆さんにお知らせをすることを目的として始まりました。ニセコ町は人口約4,600人、世帯数約2,200戸、150ページもの充実した内容で、全世帯分プラスアルファの2,400部を製作しています。予算としては92万円ということです。この経費とは別に、町外での販売も実際販売数が伸びていまして、町外への販売は1冊1,000円で、年間約20万円の販売益があるということです。

当町の予算書に限ったことではありませんが、通常の予算書というものは、これは今回の決算書です。それは分厚くて、事業名と金額の羅列でわかりにくくて、かつ公開はされてはいますけれども、一般の町民の目に触れることというのは、ほとんどありません。これが事実です。

町立図書館等に保管してありますので、ぜひごらんくださいと言っても、なかなかこの予算書を見る方はほとんどいないと言っても過言ではありません。広報「なかがわ」に要約されたものが載りますけれども、これも本当に抜粋されたもののみであります。

一方で、多くの市町村が取り入れているこの予算説明書の全戸配布については、行政は説明責任を果たしてはいて、この町民はこの行政の説明を受けて税金の使い道を把握している、つまり情報公開が行われつつ、行財政改革と住民自治が確立した町、つまり一定のギブ・アンド・テークが町民と行政との間で成立しているということが言えると思います。

我が那珂川町の総合振興計画においては、町民と行政が一体となったまちづくりを目指しておりますし、その内容におきましても、住民との協働、情報公開、広報広聴などを強く訴えています。こうした町みずからがその目標として掲げ、推進をしているというこの現状を

踏まえて、より多くの情報を予算説明書や予算のあらましといった形で町民の皆さんに提供することは、行政としての一般的な責務に近い形に時代の流れとしてなっていると考えています。

こうしたものを作成して、全町民の皆さんに公表することによって、各担当課、担当者ともに、より責任を持って当該事業を実施する、そうした意識をより一層高めながら事業を行うことができると思います。そうすれば、現在問題として出てきているケーブルテレビの管理運営費とか、あと町民の皆様によく言われている広重美術館の管理費はどうなんだと、こういったものについても、また違った町民目線のアプローチができた、または今後できていく可能性があると考えています。

こうした町民すべてに対して公表する予算の説明書、予算のあらましの作成について、町長はどのように考えるかお伺いいたします。

続きまして、地元購買率調査の実施についてお伺いいたします。

栃木県がこのほど実施しました平成21年度栃木県地域購買動向調査の結果がまとまって、公表をされました。この調査の中で、当町でも町内で買い物をする人の割合が大幅に減少しているという結果が出てきています。この平成21年度地域購買動向調査、これをお買い物調べというそうですが、栃木県が5年ごとに地域別の購買動向を調査するもので、調査の目的としましては、県内消費者の購買動向を的確に把握するため、消費者の購買行動範囲などを調査し、地域小売業者の経営の活性化のための基礎資料とするほか、行政機関、支援機関における支援資料として活用することを目的としています。これは県のほうからの発表になっているものですが、その調査対象は、県のすべての市町立中学校の第1学年在学生の世帯。調査項目については、1、調査対象世帯の状況、2、商品別、買い物場所、店舗形態、買い物理由、交通機関など、3、商店街への要望、4、通信販売の利用状況など。この調査の時期は、平成21年4月1日から調査の方法として、県内の市町立中学校を通じて、第1学年世帯にアンケート用紙を配布し、回収したものであるということになっています。その結果が、平成21年度地域購買動向調査報告書の概要という形で、県のほうからまとめられました。

これがまとめられておりまして、調査10品目の商品別、居住市町村別の買い物行き先、市町村の詳細なる集計表などが掲載されているものです。

アンケートの詳細については割愛させていただきますけれども、この調査の中で、食料品や家電品、日曜雑貨、台所用品、衣料品、化粧品、医薬品、装飾品、書籍文庫、スポーツ用品と、それから外食などそれぞれ10項目に及ぶ数値が出されておりまして、当町に関して言

えば、旧馬頭町、旧小川町の名前で出されているんですけども、おおむね低い数字になってしまっているのが現状です。一番高いものでも、食料品の購入ですら、おおむね50%程度にしか至っていない。おおむね50%の町内購買という結果が出ていまして、いかに町外への購買流出が高まっているかが、これを見ればわかりますし、同時にそれらを取り扱う店舗数というのも、実際減少していて、これに対して対策を打つというのが、町のほうの総合振興計画にも掲げられておりますから、この結果をもとに、何らかの対応をさらにとっていただけるのではないかとということで、次の栃木県全体での調査結果を踏まえて、この購買動向調査についての次のことについてお伺いをいたします。

まず1つ目ですが、この結果を受けて、当町の商店、商店街振興のためにどのような取り組みを行っていくか。私の記憶によれば、このデータ、前回とられたこのデータが使用されているものについては、当初、町の総合振興計画の町の概要の資料の中だけだったと思いますが、このほかに具体的な活用事例があればお伺いいたします。

続きまして2つ目、町総合振興計画における商工業の発展をより具体的なものとし、調査結果をもとに、振興のどの部分に力を入れていけばよいか、より明確にするために、詳細な当町独自の町内購買動向調査を実施してはどうか。

この2点についてお伺いいたします。

以上、1回目の質問にします。

議長（川上要一君） 町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） 私から、予算説明書の発行及び配布の質問にお答えをいたします。

町の予算や決算の状況等については、法律や条例等に規定する公表のほか、その年の新規事業や重点事業など、その概要を広報「なかがわ」を通して、町民の皆さんにお知らせしております。また、町のホームページにおいても、予算・決算のほか、各種財政指標等を公表しているところであります。

町の予算につきましては、一般会計及び8つの特別会計のほか、企業会計があり、さらに各種基金や町債など、複雑多岐にわたっております。

当面は、現在の広報紙の紙面のページ数を増加するなど、町民の皆さんにわかりやすい内容の充実に努めていきたいと考えております。

また、職員の責任感の自覚、意識改革の向上については、予算の執行に限らず、常に配しなければならないと考えておりますので、今後も予算編成や振興計画策定など、あらゆる機

会において、十分に事業内容を精査し、適正な事務執行が行われるよう取り組んでいきたいと考えております。

地元購買動向調査についてのご質問については、担当課長から答弁をさせます。

議長（川上要一君） 商工観光課長。

商工観光課長（高野麻男君） 私のほうからは、2点目の地元購買動向調査についてのご質問にお答えいたします。

県が実施いたしました平成21年度栃木県地域購買動向調査の結果は、旧馬頭町は、地元購買率が15.1%で、5年前に比べて8.1%の減で、県内旧37町村中23位であり、旧小川町は、地元購買率が17.8%で、5年前に比べて10.9%の減で、旧37町村中19位で、それぞれ減少しております。那珂川町としては、地元購買率が19.4%で県内16町中9位になっています。

最初の質問の商店や商店街の振興のために取り組みですが、かつての商店街は、人々が行き交う地域のにぎわいを代表する場所でしたが、車社会の進展など、さまざまな社会経済環境の変化により、多くの商店街では往時のような面影を取り戻すことが難しい状況になっております。

商店街の活性化を図り、元気の出る商店街づくりを進めることは、極めて重要であると認識しております。このため、町といたしましては、商店街の活動を支援するため、商店街活性化事業、商工業振興事業補助金を助成し、市街地への集客離れを解消するためのイベントや研修会を推進して、商店街の振興を図っております。

緊急景気対策事業として、プレミアムつき商品券を平成20年度と21年度の2回発行し、顧客の利便性確保と地元商店街の活性化を図りました。また、那珂川町商工会まちづくり委員会は、本年7月に従来の商店会役員に加え、新たに女子部、青年部役員を加えた構成で発展的に組織され、鈴木議員も青年部副部長の立場で参加されていると伺っています。7月の第1回の会議では、今後の取り組みについての意見交換を行いました。

今後は、継続的に開催して、商店街活性化計画の策定を考えています。

次に、町総合振興計画は、後期計画の策定期間ではありますが、分野別の那珂川町商工振興計画の策定について、商工関係団体関係者と意見交換を交えながら、これから取り組みを考えていきたいと考えております。

この那珂川町商工振興計画の中で、商店街活性化計画についても、1項目として策定していきたいと考えています。

町内購買動向調査との質問ですが、県の調査は、那珂川町の世帯数の約3%の調査ですが、

有効回答率は78%と高く、利用理由は、「近くで便利」が70%で、商店街に対する期待は1カ所で、「必要な買い物ができるところが欲しい」が約70%との結果となっています。

購買動向については、県の調査を参考として、町独自の町内購買動向調査については、実施する考えはありません。

また、先ほどの商工会まちづくり委員会での検討課題として意見のありました商店実態調査を10月より、那珂川町商工会に委託して、緊急雇用創出事業で取り組むことになりました。この結果を参考資料として、商店街活性化計画を作成していきたいと考えております。

議長（川上要一君） 鈴木雅仁君。

〔4番 鈴木雅仁君登壇〕

4番（鈴木雅仁君） 2回目の質問に入ります。

1つ目の予算説明書、予算のあらましの発行についてですが、現在のところ、やる計画はないということで、本当にそれでいいんですかね。説明責任という部分で町が果たさなければならぬものを、あの広報「なかがわ」だけで説明責任が果たされているのかどうか。僕個人としては、非常に疑問に思います。

それを踏まえまして、本当に積極性のない答弁だと、非常に感じているところですが、この全国的な傾向、別に全国的な傾向をまねしろとは言いませんけれども、ただ、全国的にこういう説明責任という部分を各市町村がよく考えて、このスタンスで予算説明書、予算のあらましということを進めてきている市町村が多い中で、本当に当町として、果たしてそれでいいのか。ものすごい情報公開に対する後ろ向きな考え方ではないかと思っています。

できれば、本当は考えてを改めていただきたいというふうに思いますが、まずその根拠として、総合振興計画において、町が本当に情報公開という部分に力を入れている、もちろん総合振興計画を見ていただければ、町民に対する情報公開や説明責任や、そうしたものが本当に力強く書かれているんですよね。主文の文のほとんどの部分がそれに割かれているようなところも実際あります。何ページにもわたってそういうふうな部分を、例えば総合振興計画93ページなどというのは、懇談会やパブリックコメントを実施したり、町民の意識を把握して計画に反映させるとともに、計画内容、進捗状況、成果等を広報やホームページを通じて積極的に町民に公表しますというふうになっています。この後また質問をさせていただきますけれども、町の目標からすれば、こういう懇談会、パブリックコメントで町民意識を把握して計画に反映させる、それを、計画を進捗して成果を積極的に公表するという内容からすると、現状のままでは、正直、不十分ではないですかね。それについて、ちょっと二、三

質問をさせていただきます。

実はこの質問、2年前、2008年、益子明美議員が同様の提案をしています。私も、この質問をするに当たって、町民の皆様に対して、情報公開提供、共有、そして協働という観点からも必要不可欠であると考えて、再度、あえてここで質問をさせていただきました。

当時、2年前、広報紙とインターネット、ホームページで報告を行うという答弁でありましたが、それと何ら変わっていない答弁、2年間前と変わらぬ状態で、一般町民への予算の公開という形で、2年前と現在で何か変わった、変化等はあったのかどうか、まず1点お伺いします。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（益子 実君） 鈴木議員のご提案、ごもっともでございます。情報公開の点、さらに説明責任の点、その辺、町のほうでも十分配慮していかなければならないと思っております。また、予算の内容、財政状況、町の事務事業、これらを町民に知ってもらい理解してもらおうということは、説明責任を果たすことはもちろん、町の使命責任であります。町民目線に立った公開ということもあります。

先ほど町長が説明したとおり、現在では広報において事あるごとにお知らせをしております。この辺を当面は充実していきたいなど。例えば今、当初予算ですと、4ページを割いてやっております。これは最初の見開きのところにやっておりますので、場合によれば、工夫をすれば、真ん中のところに持って行って、さらに充実して取り出しができるようにとか、そういった工夫等、検討したいと思っておりますが、さらにこれを冊子として、果たして有効性があるかと。ちょっと私が申し上げるのもおこがましいことではあります。この点につきましては、ほかの事例も見させていただきました。内容につきましては、予算説明のときに議員の皆様にお知らせしている内容、それから広報で出している内容、その辺を大体つくり上げているのが、最近出している冊子であります。

そういったことも含めまして、充実をさせていきたいと考えております。

議長（川上要一君） 鈴木雅仁君。

〔4番 鈴木雅仁君登壇〕

4番（鈴木雅仁君） 有効性があるのかと言われると、果たして150ページ近くの予算書というのが、果たしてそこまで必要なのかというのは、確かに疑問点が残ると思います。二セコは150ページ程度、高根沢、これも前に話が出ましたけれども、高根沢でつくられているものも、約150ページ程度になっています。そこには、当初予算に関する事業内容の説明だ

けではなくて、もちろん金額も入っていますし、あと、最も重要だと思ったのは、町の現状がしっかりと書かれているということですね。町民1人当たりの借金が幾らあるのかとか、そういういい部分と悪い部分と、あえて悪い部分と言わせていただきますけれども、そういう本当だったら隠したい部分に関して、実際に町民の皆さんにお示しして、よりこの町が今後どうなっていくかというのを町民の皆さんに知っていただくために、そういう小冊子がつくられているというのを考えれば、効果というものは、少なくとも広報紙の4ページや8ページ、その程度の内容よりは、はるかに町民の皆さんに出せる情報というか、町民の皆さんが知り得る情報という部分の情報公開という点でいけば、十分な効果が得られるのではないかと思います。

では一方で、広報紙、町の広報「なかがわ」がありますけれども、これに対する、では関連で、広報「なかがわ」に対する町民の満足度というのは、どのように図られていますか。例えばアンケートとか、そういうのをとられていますか。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（益子 実君） 広報紙に対する特別なアンケートはしておりません。

議長（川上要一君） 鈴木雅仁君。

〔4番 鈴木雅仁君登壇〕

4番（鈴木雅仁君） ということは、予算にしても何にしても、その内容について町民の皆さんが、これはよかったよとかという内容について把握するというのは、現段階では余りないということですよ。

続きまして、ホームページのことについてお伺いします。

ホームページの公表というのは、どのような形になっているのかお伺いします。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（益子 実君） ホームページにつきましては、財政状況の公表等、町のホームページから開けると、アクセスができる形にしております。

議長（川上要一君） 鈴木雅仁君。

〔4番 鈴木雅仁君登壇〕

4番（鈴木雅仁君） それに対する反響というのは何かありますか。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（益子 実君） ホームページに対する、それに対する反響はございません。

議長（川上要一君） 鈴木雅仁君。

〔 4 番 鈴木雅仁君登壇 〕

4 番（鈴木雅仁君） 反響がないということなのですが、では一方で、アクセス数、財務諸表等に関するアクセス数というのは、把握しておりますか。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（益子 実君） アクセス数については、件数についてはちょっと今、手持ちはありませんが、その部分というアクセスはとっておりませんので。那珂川町に対するアクセス、これはとっております。

議長（川上要一君） 鈴木雅仁君。

〔 4 番 鈴木雅仁君登壇 〕

4 番（鈴木雅仁君） 通常、ホームページとかで、例えばこの部分のアクセス数はどのぐらいなんだというカウンター、それぞれのページのカウンターというのも、実際あるのはあるので、ホームページ全体のアクセスということは、財務諸表等、予算・決算等のやつについて、入ってそこまで見ているという人がどのぐらいいるかというのは、把握ができないということですよ。

ではもう一つ、すみません。那珂川町ではインターネット、ケーブルテレビが普及してまして、インターネットに加入している方、いらっしゃると思いますが、那珂川町のインターネットの普及率というのは、大体どのぐらいあるか、ケーブルテレビのほうで把握しておりますか。

議長（川上要一君） ケーブルテレビ室長。

ケーブルテレビ放送センター室長（郡司正幸君） ちょっと今、資料の手持ちがございませんが、加入世帯、インターネットの使用世帯は、先月、8月1日現在で1,122軒だと思っています。全体で4,600ぐらいでございますので、25%ぐらいの数字になっております。

議長（川上要一君） 鈴木雅仁君。

〔 4 番 鈴木雅仁君登壇 〕

4 番（鈴木雅仁君） インターネット1,122軒ということで、仮に那珂川町のホームページを見る可能性のある人というのは、この1,122軒のうちの何人かというか、その世帯数ですから、掛ける家族の数というふうに考えると、何人になるか。少なくとも1,122軒に関しては、このページを見る可能性はあるということですよ。

では一方で、町の高齢化率を教えてくださいませんか。65歳以上ということですかね。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） 高齢化率は28.4%ぐらいだと思いますが。

議長（川上要一君） 鈴木雅仁君。

〔4番 鈴木雅仁君登壇〕

4番（鈴木雅仁君） インターネットの普及率、それから高齢化率、那珂川町のケーブルテレビはテレビ画面からインターネットが見られて、ホームページが見られるというふうな話でありますけれども、この2つのデータを考えると、本当に多くの方がホームページを見ているかどうかというのは、正直、町内の方が見ているかというのは、非常に疑問にふうになってしまいます。

情報は発信するけれども、それに対するチェックがない、要するにPDCAサイクルとよくいろいろなところで出ていますけれども、それに対する、ドゥーがあってもチェックがないというのが現状なのかなという気がします。やはりそれであると、情報公開、情報発信という意味では、非常に甘さが残るといえないでなりません。

その辺も含めて、できれば本当にちゃんとした説明書、予算を作成する。でも、予算は作成するけれども、これを見る人が果たしているのかというのは、もう一度よく考えていただきたいんです。町民の皆さんに自分たちがやっている事業はこういうものだと言を持って説明できるような資料、それをできれば作成していただきたいと思います。

続いて、視点を変えて、町政懇談会が7月、8月とずっと開催されていきましたね。町が町民の皆さんのお話を聞いて、そして町民の皆さんに対して町の情報を伝える機会というのが今回設けられました。これについては、さきの全員協議会で資料があって説明されましたけれども、町民の質問に対する答えは、そこには何ら書いていなくて、質問だけがずっと羅列されていたというのがありますが、さて一方で、先ほどの塚田議員の質問の中で、まちづくり懇談会は何回あるんだという質問に、町長が年に1回か、2年に1回かというお話でしたけれども、これらの町民の質問、町政懇談会で出された町民の質問に対して、この質問に対する答えが、当然次年度予算の中に含まれてくるものだと僕は思っています。ただ単に聞いただけで終わりというわけではないでしょうから、それぞれの地域の要望というのが、次年度予算に含まれて入ってくると思います。

次期の予算に組み込まれるとするんだとすれば、当然より詳しい予算の説明書が必要だと思えますけれども、重ねて言いますけれども、これらの回答については、いつ、どのような形で町民に対して公表するのか、1点お伺いしたいと思います。

議長（川上要一君） 鈴木雅仁君に申し上げます。

質問は、通告に基づいてよろしくお願い申し上げます。通告外については、執行部ではなかなか答えられませんから、よろしくどうぞお願い申し上げます。

4番（鈴木雅仁君） 今の質問なんですが、町政懇談会のことについて触れていますけれども、実質の次期予算についての含まれるか否かという点だけ、ではお伺いしてよろしいでしょうか。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（益子 実君） 町政懇談会につきましては、先日の全員協議会であらましについてお知らせをしました。全部で217件、200件を超える項目の要望、ご質問、ご提言がございました。これが全部予算に反映できるかということは、内容にもよりますけれども、今後これらの意見を十分勘案しまして、それから先日の庁議におきまして、この質問について検討をする、あるいは現地を調査をするといった件については、各課にその対応を指示というか、お願いをしておりますので、そういったことで町政懇談会の意見、提言等については、それらによって対応していくということであります。

議長（川上要一君） 鈴木雅仁君。

〔4番 鈴木雅仁君登壇〕

4番（鈴木雅仁君） ありがとうございました。

では、公表をする形ではなくて、それぞれの課で対応するということですよ。わかりました、結構です。

今までずっとこれに関する質問をさせていただきましたけれども、情報公開をするというのは、もう時代の潮流といえますか、行政、全国の市町村の流れというか、それが当たり前になってきていると言っても過言ではありません。ただ、かといって、鹿児島県の阿久根市みたいに、職員給料が幾らかかるといって受け付け窓口に張れとか、そういうことを言っているのではないんですね。当然ご理解いただけるとは思うんですけども、職員の皆様に、例えばこういう事業を私はやっていますよと、この事業は私がやったものなんです、そういう事業を公表することによって、自分たちの仕事に誇りも持っていただきたいというのがもう一つあります。それと同時に、我が町には、我が町独自の、先ほども言いましたけれども、美術館もあります、ケーブルテレビもあります、イノシシの解体施設もあります。こうした独自の施設がありますから、やはりこういうものに関して、より町民の皆さんに特別なものなんだよというのをちゃんと説明する責任があると思います。

町民の皆様からよく話をお伺いするんですけれども、美術館の管理運営費、どうなっているんだよと、実際どうなっているのと、こういうふうに見られています。先日の総務企画常任委員会の調査でも、ケーブルテレビの放送センターを調査をさせていただきましたが、次年度に係るケーブルテレビの管理費を、実質係る費用といのが、正確な数字ではないのでここでは言いませんけれども、すごい金額がかかってくるというのがわかりました。こうした情報は、本来であれば、もっとオープンにして、町民の皆さん全体で論議していかなければならないところまで来ているのではないかなと思っています。

余り大それたことを言うのも性分ではないので、この辺にとどめておきますが、とにかく時代に逆行することのない、今のオープンな行政を目指していただきたいと強く望みます。

以上で次の質問に移らせていただきます。

引き続きまして、地元購買率の調査実施についての2回目の質問ですが、答弁で商店街の振興やその他について、さまざまな取り組みを今後行っていくというような内容をお伺いしました。

地元購買率の減少というのは、地元で消費が減少して、振興が滞ることです。こうした調査をやるかやらないかというのは、地域振興に大きな差が生まれてくると思います。県のほうで調査した件数が78%の回答率だったというのを考えるのは、確かにいいことなのかもしれないですけれども、総量からすると、実際は。実際は本当に少ない人数なんですよね、60何件とか70何件。できれば、本当にこの町がどういうものを欲していて、町民の皆さんがどういう買い物をしてというのがより詳しく把握できれば、例えばそれをもとに各商店がその要求を満たすような品ぞろえをすることができるのではないかと思います。

それも含めてですが、もちろんこの調査をただけというのでは、何の意味もありませんし、それらを活用することが本当に重要なことであって、実質、今までの振興政策が成功していれば、現時点で町がすごい発展していたりというのが見えるんですが、実際には本当に各商店頑張っている、なかなか難しいところがあります。

先ほどの答弁にも、実際の動向調査というのはやらないというか、計画にないという話でしたが、一方で、商店の実態調査など、空き店舗の調査などをやっていただくという話でありました。実際に、例えばそういう空き店舗があって、住宅と商店とが一緒になっているところというのは、なかなか借り手も借りづらいところがあるんですよね。それが、万が一店舗だけだということがあれば、もしかしたら、そこに入って、何か販売、商売なんかをできる人が出てくるかもしれないので、この機会に、ただその商店の実態調査だけで

なくて、プラスアルファで何か、商店街の振興につながるものについて、アンケート等、調査等を進めていただきたいと思います。

総合振興計画にも明言しています。商工業の振興や観光の振興に対して、より効果的な対策を打つためには、まずとにかくリサーチというものが必要なんだということは、今回のこの質問で自分もわかりましたし、わかっていただけたのではないかなと思うんですが、この独自の調査というのを、先ほど言いました独自の調査、この町にしかない、この町に合った調査というのが行われることによって、本来的那珂川町の商店の振興発展につながる、そしてよりの確な手当の仕方もある、クリティカルな手当の仕方があるというふうに思います。

どのような形であれ、リサーチは必要でありますので、先ほど商工観光課長からありました調査、ぜひ実施していただきたいと思います。

一方で、実は先日、下野新聞等でも報道がありましたけれども、我が那珂川町にとって、商工業の発展というものと切り離せないものがありまして、それが観光の振興だと思うんですね。商工業というくくりの中に、うちの町としては、工業の窯業がありますね、小砂焼きがありますし、温泉なんかも入るのかもしれないですが、そういう多くの商工業者が観光によって生計を立てているという現状もあります。先日の下野新聞やとちぎテレビ等でも実は報道されていたんですが、栃木県で観光基本計画を策定することになっています。その中において、観光に関する調査を実施することになりますし、もし当町において何らかの調査を実施するということになれば、当然商工観光業が一体となったものを実施して、振興につなげることが可能であると思いますが、先ほど、これから基本計画なども策定されるということで、この観光という部分と商工という部分を一緒にしていただいたこの振興について、何か町の考えがありましたらお願いします。

議長（川上要一君） 商工観光課長。

商工観光課長（高野麻男君） 先ほどの答弁の中で、商工振興計画をつくるという内容で申し上げましたが、那珂川町の観光振興計画についても、同じような考えで計画をつくる予定をしております。

議長（川上要一君） 鈴木雅仁君。

〔4番 鈴木雅仁君登壇〕

4番（鈴木雅仁君） ぜひ商工と観光というものを全く別なものとして考えないで、本当に重なる部分ってたくさんあるものですから、その辺についても、ラップした部分もつくりな

がらその計画を進めていただきたいなど。まずそれには、もちろんいろいろな調査も必要になってくると思いますので、商工観光業が一体となったものをぜひ推し進めていただきたいなと思います。

動向調査について、もう一点だけ。

これは過去の動向調査を使った例なんでありますが、宇都宮市、前回のこの調査の結果をもとに、2008年3月に東京大学の公共政策大学院というところと学官連携を行っています。この動向調査を単なる資料としてではなくて、それをもとに実際の地域発展のために役立っています。これはたしか、ギョウザのまちづくりに関する何かだったと思いますが、そういうものに役立っています。

例えばこのように、地域社会の発展について学術的な取り組みを行っているところと学官連携をする、もちろん栃木県で言えば、宇都宮大学がありますけれども、宇都宮大学の国際社会学科というのは、社会学というか、地域振興なんかに結構力を入れている学科と聞いています。こういうところと学官連携を模索するなどの取り組みなども考えられると思いますが、その点について、町の考えは何かありますでしょうか。

議長（川上要一君） 商工観光課長。

商工観光課長（高野麻男君） 確かに宇都宮市は地元購買率の調査におきましても、第1回から調査をしている段階で、地元購買率は大体横ばいになっております。ただ、那珂川町につきましては、先ほど答弁申し上げたとおり、かなりの率で落ちているのが現状です。

今、議員さんが言われたような形で、今後学官連携については、こちらのほうで検討させていただきたいと思います。

議長（川上要一君） 鈴木雅仁君。

〔4番 鈴木雅仁君登壇〕

4番（鈴木雅仁君） ぜひ学官連携を進めていただいて、例えば今、学官連携を結んでいまず宇都宮メディア・アーツさん、ただ単にビジュアル的な部分とか映像的な部分とか、絵とか、そういうところだけではなくて、例えばその中からいろいろ生まれてくるものもあるのではないかと思います。地域振興に役立つものであれば、こういう形の動向調査も含めて、例えばこういう事例もあります。シャッター通りの商店街になってしまったシャッターを、例えばメディア・アーツさんなりそういうところと提携している、学官連携しているところにかいてもらって賑わいを取り戻すなどという活動も全国各地ではいろいろな取り組みがされている事例もありますので、そういうことも含めて、取り組みをぜひ進めていただきたい

なと思います。

最後の質問ですね。

商工業の発展と観光の発展というのは、先ほども言いましたが、絶対に切り離せないものが当町にとってはあります。このリサーチをより充実させるために、本当に協力していただくところというのが、例えば先ほど出店実態調査を商工会に依頼するという話がありましたけれども、実際にそのアンケートを書くのは、店舗の皆さんでありますし、商工会がやっってくださいと言っても、なかなかその実態というのがつかみづらいところがあるんですね。ですから、町のほうでも、より今までとはというか、一步踏み込んで、町もこの問題に関してすごく真剣に取り組んでいるんだよというのを各商店の皆さんに理解していただくような取り組みをやっていただきたいと思います。でないと、ただ単に本当に調査だけになってしまって、それが実際の地域おこしにつながらないということもあります。

それから、一般的に商工会がやりますよと言っても、商店の人たちというのは、近くの人の人間づき合いでいろいろなものに参加したりというのがありますから、なかなか難しいところがあるんですね。ですから、町がやっているよという、町がやっている安心感というものを前面に押し出していただければ、もっとよりそういう商店さんなんかも協力をしていただけたと思いますので、ぜひ町のほうも一步踏み込んで、そういうシステムづくりといいですか、取り組みをやっていただきたいと思います。

そうした中で、例えば先ほどイベントをいろいろなところでやっている、商工会なんかもやっていますし、自分も商工会青年部のほうにいろいろなイベントをやっています。今、南町ではオールド・デイズという写真展、昔の写真を集めた展覧会などもやっています。ですから、そうしたいろいろな事業をより効果的にやるために、その調査の段階で、例えば町の人はいくようなイベントを求めているんだよとか、そういう、何を売ればいいのかとか、活性化のために何をすればいいのか、イベントの開催は具体的にどういうふうにしていけばいいのかという、その辺についても、アンケート等の調査なんかで、繰り返しになって申しわけないんですが、やっていただければ、より効果的なイベント、対策というのが打てるものだと思います。

本当に地域の皆さんとか商店の人たちというのは、地域振興とか発展のために相当な時間と労力を費やして頑張っています。でも結局、お客さんが動向調査のように外に流れていってしまって、実際に利益につながっていないというのが現状なのかもしれません。こうしたことを、やはりもっと地元にお客さんに来てもらったり、地元の消費を伸ばすためにという

のを考えていかなければいけないので、もっと一般の方々が何をこの町に求めているかなどいうのを把握できるような、より効果的なアンケート調査なり実態調査を実施していただければありがたいと思います。

本当に、商工会にただ単にゆだねるのではなくて、総合計画に掲げていますから、町自体の積極性を持ってやるという、その辺について真剣になって実施していただくことを希望いたします。

本当に、町が責任を持ってやることによって、本来の計画というものの意味が強まります。どのような形であれ、ぜひ基礎となる調査、それから発展のための的確な調査を行って、それらをさまざまな形で町の振興につなげていただくことを希望いたします。

最後、この予算の説明書、それから実態調査、これを生かして地域振興につなげる、このいずれの質問に関しても、町民の皆様のためです。地域の皆様のためのものです。町は町民の皆様から負託を受けてこの町の運営を任されているわけでありますから、よしにせよあしきにせよ、さまざまな情報を、町が正式に出し得る限りの情報ですけれども、もちろん。これを適切な状態、適切な状況において公開して、町民の皆さんにお伝えすることが、大きな義務の一つであると思っています。

町民の皆さんが本当に心配しているのは、この那珂川町は大丈夫なのとよく聞かれるんですが、今、我々の住む那珂川町ってどうなっているの、破綻するんじゃないの、そういうおそれはないの、税金はどんなふうに使われているの、こういう点をよく聞かれると思います。多分、職員の皆様も、一般の町民の皆さんからそういう質問をされているのではないかと思いますけれども、実際に本当に町民の皆さんの目線からすれば、その点が本当に心配なんだと思います。ですから、美術館の話やケーブルテレビの話がよく出てきてしまうんだと思っています。

いずれにせよ、町民のための予算の説明書を作成して、ぜひ僕は作成していただきたい、そして説明責任を果たしていただきたい、それから、情報を開示していただきたい、町独自の販売調査等、実際に質問の項目についてはやる予定がないということですので、商店の実態調査など、そういう細かい調査を行って、より効果的な商工業観光の発展に努めていただきたい、この2点、強く要望いたしまして、まとまりがありませんでしたが、以上で質問を終わります。

議長（川上要一君） 以上で4番、鈴木雅仁君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終了とします。

散会の宣告

議長（川上要一君） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご起立願います。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時01分